

平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日開会

平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日閉会

平成 2 0 年 1 2 月  
第 4 回定例会会議録  
( 第 1 日 1 2 月 1 6 日 )

小豆島町議会

# 平成 2 0 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 5 6 号

平成 2 0 年 第 4 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 1 2 月 5 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日 ( 火 )

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日 ( 火曜日 ) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 ( 木曜日 ) 午後 3 時 2 2 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	出席		欠席 ×
		12月16日	12月18日	
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
9	山 中 彰	×	×	
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 課 長	合 内 昭 次			
介 護 事 業 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	堀 田 俊 二			
商 工 観 光 課 長	松 本 篤			
オ リ ー プ 課 長	(兼)松 本 篤			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	(兼)森 下 安 博			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介護老人保健施設事務長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別紙のとおり

平成20年第4回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成20年12月16日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告・調査中間報告について
- 第4 一般質問 10名
- 第5 議案第51号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第6 報告第17号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第7 議案第63号. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第8 議案第64号. 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第9 議案第65号. 小豆島町中山間地域振興基金条例を廃止する条例について (町長提出)
- 第10 議案第66号. 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第67号. 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第12 議案第68号. 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第69号. 小豆島町税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第14 議案第70号. 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第15 議案第71号. 小豆島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について (町長提出)

- 第16 議案第 72号 . 小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第17 議案第 73号 . 内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第18 議案第 74号 . 福田小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第19 議案第 75号 . 小豆島町道路線の認定について (町長提出)
- 第20 議案第 76号 . 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合同約の一部変更について (町長提出)
- 第21 議案第 77号 . 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について (町長提出)
- 第22 発議第 7号 . 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について (議員提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

今日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月8日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

次に、町長から、今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

いよいよ本年も余すところ半月となってまいりました。振り返りますと、ことしは多難な時代に入った年であるとの感がいたします。あれほどまで好景気がいわれておりました世界経済が、アメリカ発の金融不安、景気後退に引きずられ、日本の経済状態も雇用不安がいわれるまでになっております。地域経済への波及も大きいことと思います。

そのような中にありますが、本町の地域おこしの起爆剤として取り組みましたオリーブ100年祭が大きな反響をいただき、小豆島がマスメディアに取り上げられることがふえました。このことにより、観光客もふえ、新たな観光産業の足がかりができたのではないかと感じております。

また、オリーブを核とした取り組みに対しまして、頑張る地方応援表彰ということで、全国の自治体の中から8団体が総務大臣表彰を受けるうちの1団体として、小豆島町が選ばれたところでございます。このことを励みとして、今後の積極的な地域おこしへの取り組みの必要性を痛感いたしておるところでございます。

さて、本定例会は執行部からは、報告案件1件、人事案件1件、条例案件10件、その他の案件4件、補正予算の審議6件をお願いすることとなっております。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） 本日の欠席議員は1名、山中議員です。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。9月以降11月末までの主要事項に関する報告及び監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書3件、定期監査報告書及び各常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

12月8日、総務常任委員会を開催いたしました。山中副委員長から副委員長辞任届の申し出がありましたので、許可いたし、新たに渡辺委員が副委員長に選任されました。

同日、交通問題特別委員会を開催いたしました。山中委員長から委員長辞任届の申し出がありましたので、許可いたし、新たに藤井副委員長が委員長に、新名委員が副委員長に選任されました。

また、山中委員より、議会運営委員会委員辞任願の申し出があり、閉会中のため、議長において許可いたしました。

報告いたします。

空席になっております議会運営委員会委員については、委員会条例第7条に議会運営委員会委員及び特別委員は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては議長が指名できると規定をしておりますが、会議に諮って指名いたします。

議会運営委員に谷議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました谷議員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、谷議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員長より申し出がありましたので、お知らせいたします。

昼の休憩時間に議会運営委員会を開催いたします。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、2番藤本傳夫議員、3番森口久士議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日と18日とし、会期は本日から18日までの3日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から18日までの3日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 所管事務調査報告・調査中間報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告・調査中間報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告をお願いします。

初めに、教育民生常任委員長から報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成20年12月16日。小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。1)放課後子どもプランについて。2)学校給食センターの運営状況について。

2. 調査の経過。平成20年12月1日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

1)放課後子どもプランについて。

教育委員会でお検討する必要がある。いろいろな形態での運営方法も含めて、幅広く検討願いたい。

2)給食センターの運営状況について。

1、食材の購入方法を検討願いたい。

2、学校給食センター運営委員会を早期に開催し、検討願いたい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、庁舎問題特別委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。秋長委員長。

庁舎問題特別委員長（秋長正幸君） 平成20年12月16日。小豆島町議会議長中村勝利殿。庁舎問題特別委員会委員長秋長正幸。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。本庁舎、分庁舎方式について。

2．調査の経過。平成20年11月12日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3．調査の結果。

出席委員、傍聴議員に各一人一人から本庁舎方式か分庁舎方式か、また本庁舎の位置並びに建物は建てかえか、既存施設の利用かなどについて意見を求めた。

委員には、本庁舎、分庁舎方式につき結論を求め、本庁舎方式の意見が大半を占め、委員会としては本庁舎方式を採用する結論に達した。次回には、想定できる場所についてシミュレーションを作成していただき、検討することで会を閉じた。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、議員定数特別委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。井上委員長。

議員定数特別委員長（井上喜代文君） 平成20年12月16日。小豆島町議会議長中村勝利殿。議員定数特別委員会委員長井上喜代文。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。議員定数について。

2. 調査の経過。平成20年10月2日、委員会を開催し、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3. 調査の結果。

各自治会の意見集約の説明を求め、出席委員、傍聴議員から議員定数、議員報酬についての意見を集約した。定数については、現状維持の18名、2名削減の16名、4名削減の14名の意見が出たが、16名の意見が一番多く、委員会としては2名削減の16名の結論とした。

議員報酬については、委員、議長から議員定数16名としての意見を求め、削減の意見が9名中4人を占めたことを報酬審議会に報告するという事で決定した。以上、報告いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告・調査中間報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、2点質問をさせていただきます。

まず最初に、電算室の設置を計画してはということにつきまして質問をいたします。

予算書、決算書を見るたびに目につくのが、電算機委託料及びその他の委託料であります。余りにも多いこの金額、何とかならないかと思うのは私だけではないと思います。これから先の財政を考えると、早急にはいかないまでも、何年か先ではこの経費を最小限に抑えることの目標値ぐらいは今から計画をすべきだと思います。何回も言いますが、始末の極意は出るを制するにあるといえます。職員の中にもコンピューター操作に秀でた人が大勢いると聞いております。今後の職員採用に当たり、電気、電子系の学校を出た人を採用し、職員も電子メーカーへ出向させて技術を習得をさせ、人数をそろえて電算室へ配置し、担当させる。もちろん、すべてできるとは思っておりませんが、現状では電算機メーカーの言いなりとは申しませんが、請求が来れば値切りもせずに支払っていると思われま。もしこの委託料が半分で済んだら本当に楽になると、私はいつも思

っておるところでございます。繰り返しになりますが、役場の中にも優秀な職員が大勢いる。できないことは私はないと思います。この点について、町長のお考えを伺いたいと思います。

2点目、後継者のいなくなったオリーブ植栽地の管理をどのように考えていくのかということにつきまして、オリーブ栽培農家の方よりオリーブの苗を買うときに補助金が出るということなので、あいていた畑にかなりの本数を植えたが、老齢となり、息子も都会で暮らし、帰ってくる見込みがない。あと数年は私は管理できるつもりだけれども、後継者がいないのでどうすればいいのかという相談をよく受けるわけでございます。19年3月の施政方針の中での質問で伺いましたけれども、はっきりした案は示されなかったと私は思っております。もしそのまま放置すれば、せっかく大きく育った木がゾウ虫にやられて、その昔の激減した当時に戻るのではないかとの不安もあります。これだけは絶対に避けなければなりません。今年、オリーブ課も新設され、100年祭も好評のうちに、はや終盤に差しかかっております。オリーブ油が体にいいというブームに乗り、小豆島はオリーブの島だということは各種のイベントを通じて全国に知れ渡ったのではないかと、こう思っております。今後は、栽培の原点に戻り、この事案をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の経費削減のための電算室の設置を計画してはとのことでございますが、地方自治体の電算システムは、主なものといたしましては、完全自己導入方式、電算会社委託方式、自己導入委託併用方式の3種類がございます。ご質問の趣旨は、職員に研修を受けさせて育成し、完全自己導入方式を採用して、経費削減を図れないかということだと思います。

現在、小豆島町の電算システムは自己導入と委託の併用方式となっておりますが、完全自己導入方式にいたしますと、確かに現在毎年支出しております経費のうち、バッチ処理と申しまして、業者が一括してデータ入力を行う業務や税の納付書などを作成する業務及びプログラム変更料は不要となります。しかしながら、例えば介護保険料システムの一つを取りましても、当初この分野には多数の電算会社が参入したところがございますが、たび重なる改正と作成期間の短さから、多くの会社が離脱をいたしまして、専門の電算会社でも対応できないほど複雑かつ短期間の作業であり、自前での開発はほとんど不可能と言えるかと思っております。加えて、委託の場合には、委託の自治体でプログラム開発費を分担し

て負担いたしますので、コストの点からも委託のほうが有利となります。

また、バッチ処理業に関しましても、一時に大量の処理が必要なことから、年に何回も使わないような機械をそろえる必要がありますことや、スペースや人員も最大時に合わせて確保することが必要となりますので、小規模の自治体であります本町では、委託併用方式がコストの点からも最も有利であると考えているところでありまして、この点は合併協議の際にもご説明申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。

他の市町例を見ますと、独自で電算処理をいたしておったところでも、これまでに述べた理由によりまして、業者委託に切りかえてきているのが現状でございます。

なお、ご指摘のとおり、電算関係の経費は非常に高額でありますので、各支出に関しましては事前に見積書を精査し、必ず価格交渉を行っているところでございます。今後とも、電算システムに関しましては適正な機器と体制で、費用対効果やその必要性について十分精査した上で対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の後継者のいなくなったオリーブ植栽地の管理をどのように考えているのかのご質問にお答えをいたします。

5番谷議員もご承知のとおり、オリーブ振興特区の認定以降、オリーブの栽培面積を順調に増加いたしまして、小豆郡内の栽培面積は最盛期の約7割にまで回復しているものの、オリーブの収穫量は120トン程度とまだ十分とは言えない状況であります。今後も継続してオリーブ栽培面積の拡大に向けた施策を推し進めなければならないと考えております。

また、現在栽培されているオリーブが順調に成長し、多くの果実を实らせることも重要な課題となっております。このような中、オリーブ栽培の将来予測や適正な栽培に向けて整備した栽培台帳の内容更新のために昨年度から栽培者に対する現況調査を実施いたしておりますが、今すぐにオリーブ栽培を中止したいとの意向をお持ちの方は、現在のところほとんどない状況であります。しかしながら、谷議員のご指摘のように、栽培者の高齢化が進んでおり、数年後にはオリーブ栽培を継続できなくなる農家が発生することによって、オリーブ畑が荒廃化することも懸念いたしております。この対策といたしましては、現在オリーブが栽培されている農地の賃貸借、特定企業や農業生産法人などへの委託栽培、また共同栽培などが考えられますが、農地の賃貸借については先祖大体受け継いだ土地を貸すことに抵抗感をお持ちの方も数多くおられることや、賃貸借料や委託料の問題など解決すべき課題がございます。これらの課題につきましては、その打開策を検討していきたいと考えております。

また、オリーブ栽培につきましては、その労力の相当部分を収穫作業が占めていると言われており、収穫作業を支援する収穫応援隊の組織化も検討しております。

いずれにいたしましても、栽培農家や加工業者など関係各位のご意見も十分にお聞きしながら、安定、継続したオリーブ栽培、オリーブ産地化に向けて栽培農家の方が安心してオリーブ栽培に取り組めるように、体制の整備やルールづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） この委託併用方式、電算機でありますけれども、これはもう全く職員のレベルではできないということでしょうか。それとも、その機械を入れるのに大分金が必要ということなのでありましょか、ひとつお尋ねをいたします。

この一般の住民の方々が、こういうことの予算、お金の出し方というのはもう全くご存じないということで、この前南島原市へ視察研修に行ったときに、財務の方の話でもう今から始末するにはもうこれしかない、電算機システムのこれに手をつけるしかないというような話で、40分ぐらい意見を交換したわけでございますけれども、まず完全にもとを握られておるといふような感じが私はしてならないわけでございます。この点を1つお答えをいただきたいと、このように思います。

それから、オリーブの畑の件であります、今耕作しておられる近くに空き地があって、もう非常に荒れておるといふようなところをつくってもらえんかということで話がありまして、私ちょっと行って両方に話をしたんですけども、最後には昔の農地改革というふうな感じで取られるん違うんかという、そういうお考えをお持ちの地主さんがいるということで、これを行政のほうが入介をして、何か畑を借り上げると、田んぼを借り上げて、そして栽培をさせるというふうなシステムはとれないか、この2点お尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 1点目のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

確かに、集計しますと、委託料が5千万円ぐらいになるじゃないかというようなことからの指摘だろと思いますが、先ほど町長からご答弁申し上げましたように、合併協議の際に事務局で十分検討を重ねて出した結論でございます、今委託しておりますのが住民基本台帳、これをベースといたしました基幹系システムといわれる部分でございます。自己導入と申しますのは財務会計システム、それから情報系のシステムなどについては職員のほうで管理をしております。特に、電子機器に対する専門知識の上に各分野で、先ほ

ど町長申しましたように、制度改正に詳しくなければならぬ、あるいは時期を失することなくシステムの改修を進めながら日常の保守を行うということになりますと、これにかかわる専門職何人おたら適切にできるかということすらわかりません。先ほどのお答えで申しましたように、電算会社でさえもついていけないような制度改正が行われるというようなこともあります。しかも、システムの改修が集中しますと、混乱も避けられないことと本体の機器、これの保守あるいは時期が来ますと、これらの更新ということになりますと、大きな金が必要というようなことにもなります。ということで、専門業者にお任せするのが最も有利でないかというのが、この基幹系のシステムでございます。例えば、年金の天引き一つにいたしましても、後期高齢者の保険料あるいは前期高齢者の保険料、来年の住民税の天引き、それぞれが国がそれぞれにシステムをつくれというような指示が来ます。これらについても、もう素人考えですと、同じ年金から天引きするんなら同じシステムでそれぞれから担当が資料出しゃええじゃないかと思うけど、そういったものまでもそれぞれにシステムをつくれというような指示が参りますので、少し谷議員のご指摘のようなことにはなりにくいというのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（中村勝利君） オリーブ課長。

オリーブ課長（松本 篤君） 5番谷議員のご指摘でございますが、今現在もオリーブ栽培農地につきましては、一たん町が借り上げた農地を、また特定企業なり農業生産法人にもお貸ししております。ただ、谷議員ご指摘のとおりではございまして、戦後の農地改革の当時、小作人がすべて農地所有というようなことがありまして、その懸念をされる方も多々ございます。ですから、そういったことをいかにしてオリーブ栽培にご理解をいただけるか、そういった説明をしてまいりたいと思っておりますので、5番谷議員におかれましても、そういったご相談ございましたら、ぜひオリーブ栽培に用地提供いただきますように、ご説明を願えたらと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は、テレビ電波のデジタル化への移行についての対応についてお伺いしたいと思います。

テレビ放送の電波がやがてデジタル放送になり、今の電波は中止となります。そのために、今まで見えていたテレビ放送がデジタル電波を山などの障害物などによって遮断される地域が出てきます。既に、地上デジタル放送は始まっていますが、その画像は頭の毛が

一本一本数えられるほどの鮮明ですばらしい見事なものであります。

小豆島町の地形は、東の吉田地区から西の入部地区まで山あり谷あり半島ありで変化に富んでおります。今見えているアナログ放送がデジタル化によって見えなくなる地域が既にはっきりしてきております。テレビは各家庭に設置されており、テレビによる情報は現代生活に欠かせないものとなっております。

そこで、小豆島町民が画像鮮明なデジタル放送の恩恵を享受できるように、関係総務省などへこの対策を立てるように小豆島町として働きかけるべきだと思っておりますが、どうでしょうかというのが質問であります。以上。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番浜口議員のご質問にお答えをいたします。

地上デジタル放送の視聴環境整備につきましては、一義的には国及び放送事業者の責任において行われるべき問題でございますが、テレビ放送が住民生活に密接に結びついているものでありますだけに、難視聴地域の解消ということに関しましては国に強く働きかけていく問題であるというふうに認識をいたしております。

現状並びに今後の取り組みにつきましては、担当課長のほうから説明をさせます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 浜口議員のご質問にお答えいたします。

町長申しましたように、一義的には国が決めたことですから、国が責任持てやということになるんでございますが、今のところ総務省におきましては、中継局ロードマップあるいは市町村別ロードマップということで、その行程表と申しますか、道筋をつくって、それを公表することによりまして、住民や関係機関の準備を促しまして、地上デジタル放送の推進に努めておるところでございます。そのような中にありまして、今浜口議員おっしゃったように、デジタル放送の特徴と申しますが、直進しますので、光と同じように、アナログのように波打ちませんので、電波の発信地と受信装置との間に障害物がある場合には、これまでのアナログ放送と比べ、受信できない世帯が多数出てくるという問題がございます。これまでに県内のアナログ放送が視聴できていたにもかかわらず、デジタル波では視聴できなくなると見込まれる地域につきましては、放送事業者、特にNHKのほうで本年9月から12月の間に現地の実態調査を行いまして、その結果をまとめた上で対策が必要な場合はその手法や時期あるいは費用について検討することとなっております。さらに、対策ができないという判断される地域については、セーフティーネットによる対策とした上で、その見きわめ結果を地デジ難視地区対策計画として、来年2009年の夏ごろに公

表することとしております。セーフティーネットと申しますのは、もうどうにもならんところを衛星でカバーしようというような計画のようでございます。

一方、デジタル化によりまして、民放放送が県内波も県外波も視聴できなくなると。例えば、浜口議員お住まいの橋でしたら、今は関西の放送が見れておるかと思いますが、これがデジタルになって障害物によってそれが見えなくなるということになりますと、県内の民放も県外の民放も視聴できないということになりますので、これについては問題があるというふうに四国総合通信局でも認識をしております、何らかの対策が必要であると考えられるところでございます。そういったことから、まずデジタル化によって県内波、県外波ともに視聴が可能かどうかの把握、その後の対策につきまして、四国総合通信局を初め、放送事業者と連携していく必要があるというふうに考えておるところでございます。現段階におきましては、まずこうした地域ごとの現地調査を行うことが必要でありますために、四国総合通信局が総務省に対しまして、調査の実施について要望しておるところでございます。本町といたしましても、これまでも何度かNHKあるいは総合通信局の職員を呼んで協議をしておるところでございますが、こうした視聴デジタル難視地区の解消につきまして、これまで同様四国総合通信局に対して働きかけるとともに、今後作成される、来年の夏ごろと思われませんが、地デジ難視地区対策計画によりまして、難視聴世帯の解消に向けた手法の中から本町あるいはその地域に一番適した方法につきまして、四国総合通信局、放送事業者及び地元の自治会の方々と協議を重ねてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は、2点についてお尋ねをいたします。この2点は、過去質問したものですのでよろしくお願ひします。

昨年12月議会で産直施設に関連して質問したとき、答弁の中で、県にことし9月までに残土を撤去し、ことしというのは昨年は答弁では来年の9月ということは、ことしの9月ということで解釈しております。現在の地盤の高さで整地し、返却するよう強く申し入れております。利用計画は、議会や住民の英知を集め、十分議論しますとのことでしたが、現在も残土はあります。県より国道436号のトンネル工事の関係で撤去を延ばしてほしいとの要望がありましたと聞いています。土地の利用計画は決まってないからではないですか。観光客、住民などからいつまでも災害のイメージやほこりがするなどの問題はどのようにするのですか。また、町長の意向もいまだにあるようですが、土地の一部に土産物などの販

売、食事のできる複合的な施設の建設も実現できないのではないですか。現在も検討しているようには見受けられませんが、いつごろから検討するのですか、またしないのですか、町長にお伺いします。

2点目、商工まつりの今後は。ことしは10月25、26日にオリーブ公園で開催されました。これで、候補地町内3カ所を回りました。オリーブ100年祭にあわせていましたが、雨が降ったり問題点もあったと思います。平成18年12月議会での商工まつりの質問に対する答弁で、実行委員会では町内3カ所を候補地に挙げ、順次開催した上で候補地を絞り込んでいくことにしていますが、今回 このとき平成18年小豆島ふるさと村で開催されました の結果を踏まえ、場所にかかわらず出店者が日ごろ感謝の意を込め、お客様に還元することができるイベントであることを理解していただき、振興会及び実行委員会に諮り再検討していきたいと考えていますとのことでしたが、3カ所で開催した結果、どのような検討をしていますか。また、今後も続けていくのですか、続けるのであれば場所など決定しているのですか、町長にお伺いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平木の埋立地の利用計画に関するご質問ですが、ご指摘のとおり、平木埋立地に仮置きしております建設残土に関しましては、平成19年12月議会に申し上げましたように、平成20年度に残土を処理し、整地して返却するよう県に強く申し入れをいたしました。申し入れに対して、県も平成20年度中に仮置き残土を処理して整地する計画でしたが、現在までに約2万立方メートルの残土のうち、約1万立方メートルを搬出し、残り1万立方メートルとなった時点で今回のご質問のとおり、県から撤去完了を延ばしてほしいとの要請がありました。理由といたしましては、残土受け入れ先の橋トンネル取り付け部分の工事が事業費割り当てなどの工事進捗状況によりまして、20年度中の処分が見込めないとのことでした。また、新たな返却期限目標としては、できるだけ21年度末までに仮置き残土を撤去し、当該用地の整地を行いたいとのことですが、予算配分や事業進捗の関係で平成22年度になる可能性もあるとのことでもあります。これ以上遅くなることはないと思いますが、現時点で用地利用が実現可能になるのは平成23年度以降からと判断をされますことをご理解のほどよろしくお願いいたします。

跡地利用につきましては、2万4千平方メートルと、あれだけまとまりがある公有地でありますから、常々申し上げているように、島の中核施設として商業施設群を展開するなどさまざまな可能性を秘めております。そのほか、公共用地としても貴重な財産でありま

す。したがって、軽々に利用計画を固めるということは後年度に禍根を残すことになりかねませんので、ひとまず現在の計画の緑地公園として整地をし、最善の活用策を待つことも選択肢の一つと考えております。なお、広くご意見を伺いながら、最善策を探っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

2点目の商工まつりの今後はとのご質問にお答えをいたします。

3番森口議員もご承知のとおり、ふるさと商工まつりにつきましては、旧内海町ではふれあいフェスティバルうちのみ、旧池田町ではふるさと産業まつりの名称で開催されておりましたが、両町が合併したことによりまして、一つのイベントに統合し、ふるさと商工まつりとして開催いたしております。

なお、平成18年度からはその年の各種イベントや行事日程を調整しながら、10月上旬から11月上旬の土曜日、日曜日の2日間を開催日とし、以前の議会答弁でも申し上げましたとおり、ふるさと村、内海総合運動公園、それからオリーブ公園の3カ所を会場として順次開催してまいりました。

また、この3年間におきましては、それぞれの開催場所や開催日に関するそれぞれのメリット、デメリットなどを把握するため、商工まつりの開催後、出店者や過去に出店された方に対するアンケート調査を実施しております。現在は、アンケート調査の分析やこれまでに開催した商工まつりに関する比較検討資料を作成しており、年明け早々にはふるさと商工まつり振興会を開催し、今後の方向性を決定したいと考えております。

また、ふるさと商工まつりを今後も開催するのかとのご質問ですが、さきに申し上げましたとおり、振興会での協議を行っていない現時点においては明確なお答えはできかねますが、ここ3年間におきましても、多くの町民にご参加をいただき、一定の効果を得ておりますことから、来年度以降も継続して開催したいと考えております。

今後、経費面や運営面などを考慮しながら、地場産業や商業の振興とともに、町民の触れ合いを深めることができるふるさと商工まつりを目指して、開催場所や開催日を含め、費用効果も十分に勘案いたしまして、ふるさと商工まつりのあり方を振興会でご協議いただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 平木の埋立地の件ですが、やはり今のままでずるずるといって、答弁聞きますと、県の意向もあるんですが、どうしてもおくれおくれになっていく。そして、利用計画は簡単にはできないということなんですが、そうすればなおさら何か検討委

員会が何かをつくって検討していくということも一つの手ではないかと。急に土地が返ってきたから利用するのを考えるということになりますと、またそれだけおくれていくということで、返ってくるまでに何らかの方法を考えていくべきではないかなと思いますが、この辺のそういうふうな機関を設置する考えがあるのかどうかということをお尋ねいたします。

それから、商工まつりにつきましては、これは私はいろいろ十分な把握はできてないと思いますが、3回の分を見まして、やはり2日間だらだらとやるというのは、何か言葉は悪いかもわかりませんが、もう1日に絞ってやるということでやってはどうかということをご提案したいと思います。

それから、場所についてはやはり町内全体を考えた上で、ふるさと村という場所がいいのではないかと、こういうような感がいたします。それから、内容についても、もっと思い切って一日楽しんでもらえるというような形をとってもらおうということで、振興会に諮っていただいて、そういう前向きの検討をするという考えはどんなでしょうか。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 森口議員の第1点目の平木の埋立地の利用につきまして、町長にかわりまして私のほうからご答弁申し上げます。

町長の答弁と重複するかわかりませんが、結論的に申し上げまして、この埋立地と申しますのは、小豆島町、ひいてはやはり小豆島全体の宝であると思っております。なぜかと申しますと、やはり位置、交通のアクセス、それからまた面積、国道との関係等々によりまして、やはりこの利用等につきましては相当慎重に取り組んでまいらなければならないと思っております。まして、先ほども話ございましたように、現在の合併した庁舎問題、これら等もございまして、これもやはり公共施設の一つでございますので、私たちといたしましてはこれらの庁舎問題等の検討の状況等にもよりまして、それからまた港湾整備、まだ今残っておる港湾整備もございまして、ですから、総合的に判断して対応していかなければ、その都度その都度局部的な計画に終わってしまえば、これはもう十分に効用を生かせないというふうには思っております。

それで、ご理解いただきたいんですが、橋トンネルにつきましては盛り土、これは相当な量が要ります。これをあえて購入土でやりますと、やはり事業費にはね返ってくるということもございまして、有効利用という観点も1つありますし、従前の平木の埋立地と比べまして、現在相当整備も加えまして、順次これも残土も減ってまいりますので、見苦しくないような形で我々も対応していきたいと思っておりますし、県のほうにも要望を申し上げ

たいと思います。

それで、ご要望の検討委員会の設置等につきましては、これは現時点におきまして検討委員会の必要性ということについては、私はまだ必要ではないんじゃないかなと。と申しますのは、やはり関連いたしました皆さん方代表の建設常任委員会、いろんな委員会もございますし、また必要に応じては都市計画審議会とかいろんな既設の機関もございますので、こういうところで案が煮詰まっていくというようなことになると、十分検討を重ねてまいりたいと、このように思っておりますので、このあたりご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 3番森口議員のご質問でございますが、2日開催か1日開催かという点についてでございます。こちらにつきましても、先ほど町長が申し上げましたとおり、振興会に諮っておりますので明確なご答弁はできかねますが、過去1回、2回のアンケートの結果を見ますと、やはり1日開催のほうが案は多いようでございます。と申しますのは、やはりなかなか出店者の数もそろわないということでございますので、ですから一気に開催しているんなイベントを一日にまとめたほうが、より効率的ではないかというようなご意見はあるように思っております。

次に、開催場所につきましては、こちらのほうも当然第3回、本年はオリーブ公園で開催をいたしました。その中で、一番参加者が多かったのはやはりオリーブ公園でございました。しかしながら、雨が降ってコンサートができないとか、もち投げなんかももちを配布ということに変えております。そういった雨天についての対策が十分できかねる施設であろうとは思っております。そのあたりを十分比較検討できるというような資料を作成いたしまして、商工まつり振興会のほうに提出をさせていただいて、ご決定をいただけたらと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは、2点質問いたします。

資料をちょっと、11月17日のクローズアップ現代を坂下町長はどう見ているのかお聞きしたいと思います。あのテレビでは、国がつくった自治体健全化法によって全国のバス、北海道から九州まで932路線が廃止されたことが報道されました。資料にデジカメで撮るんですけど、自治体健全化法で路線バス廃止932、2ページ目が以前は必要な路線については町も自治体も補助をしていたんですけど、この法律によってできなくなったということ

が言われて、特にお年寄りが困っていると。僕たちもいずれ年がいくわけですけど、年寄りが困っているということが報道されております。

なぜ、このことを言うかといいますと、この流れが都市にも広がっています。地方自治体にしっかりせよというのは仕方ないとしても、この法律によって日本全国でバス会社に補助ができなくなってしまった、そういう事実を町はどう考えているのか。それは、小豆島の近未来が問われているからであります。

地方を任されている首長さんは、三位一体改革においてその依存度が大きい地方交付税を減らされました。その上に、この法律で地方のバスが減らされ、定期バスが来ない地域が生まれています。私は、先月11月13日に航路も道路じゃないかととらえて、道路財源を使うべきだと、航路を守るために、また公共交通を守るために署名を県に提出するのに同席いたしました。そのとき、政治というのは弱いもののためにあるはずなのに、その弱い島が忘れられているということを申し上げました。2年前、公共交通の定義を調べました。しかし、広辞苑にも載ってない、現代用語の基礎知識にも載ってない。仕方ないから県に問い合わせましたが、日本にその定義がないことがわかり、ショックを受けました。公共交通の定義については、公共交通とは何かというのはバリアフリー法に載っているそうです。これは定義じゃありません。小豆島は人の命を初め、企業や船、バス、公共交通なくして、これからの発展も望めないと思います。

次に、その次のページに、4ページ目になりますけど、同じ公共交通法の結果を出しています、このテレビで。別のテレビ番組では、自治体健全化法で支援できなくなり、病院を閉鎖状態にした銚子市市長のリコール問題を報道しておりました。しかし、このように地方には地方の意見があると思うんです。できた法律に問題があったら、国に向かって発信するのが町長の任務ではないかと思います。100年続いた船、今船はとまっていますけど、阪神航路が99年になります。バス、私も島バス出身ですけど、80年、今の島バスができて80年になります。バスがとまってしまうおそれがあるので、よろしく願い申し上げます。

次に、財政逼迫の真の原因はということで質問いたします。

国も県も、そして町も財政が逼迫しているのは事実であります。ないそでは振れないというワンフレーズで物事が片づけられる。銀行、商店、大店舗の規制緩和がありましたけど、公共交通、労働法制などあらゆる規制緩和をして事を済ませようと国はしていますが、その結果、地方はまさに破綻寸前です。オリーブだけで小豆島を救うことはできないと思います。醤油もつくだ煮もそうめんも売り上げが低迷し、これから先小豆島はどんな

るのか、皆さんが心配してます。その道、それぞれありますけど、その道を業としている人たちに仕方がないから閉めるしかないと言い続けるのも限界があると思います。もはや、シャッター通りという言葉も放置できず、商店もなく、谷ごとで生活している人たちのことを真剣に考えなくてはならないのではないのでしょうか。財政逼迫の真の原因について、町長はどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番森議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、自治体財政健全化法によって、日本全国でバス会社に補助ができなくなってしまった事実を、町長はどう考えておられるのかというようなご質問でございますが、この法律の趣旨、内容につきましては、さきの9月議会におきまして、企画財政課長から平成19年度の決算報告とあわせて説明を申し上げたところでございます。もう一度、その法律の趣旨を簡単に申し上げますと、さきの北海道夕張市の財政破綻を契機といたしまして、地方自治体におけるいきなりの破綻を未然に防ぐために、早期健全化、財政再生の2段階、いわゆるイエローカード、レッドカードの2段階で財政の悪化をチェックする仕組みを規定したものでありまして、この法律ができましたから、バス路線が廃止されたとする解釈は適当ではないと考えております。ただ、この法律によって地方自治体は赤字部分の見直しを迫られ、大きな赤字を生み出している事業からの撤退や補助金の打ち切り、縮小や廃止を余儀なくされたことは事実でありまして、結果としてはこの法律が間接的に影響していると言えるかもしれません。ご質問の中で言及されました11月17日放映のNHKクローズアップ現代におきましては、地方のバス路線に注目して取り上げられたわけですが、路線バスの現状につきましては、番組にありましたように、この1年間に932もの路線が廃止されまして、地域によっては唯一の住民の足が失われていることについての現状と、これに対する新たな取り組みを紹介している内容であったかと認識をいたしております。番組で紹介された全国各地におけるバス路線廃止の実例は、小豆島におきましても危惧されている現実問題でありまして、他の地域と同様に小豆島における唯一の陸上公共交通であるバス路線につきましても、人口の減少やマイカーの普及によって年々利用率が低下しております。このため、これまでも路線の再編や縮小が行われてきましたことはご承知のとおりでございます。しかしながら、島内のバス路線のほとんどを担っている小豆島バス株式会社の経営状態につきましては、過疎化や生活様式の変化に伴って年々収支が悪化いたしまして、会社の存続自体が懸念されております。極めて憂慮すべき状況下にあります。この問題につきましては、行政としても状況を分析し、今後の対策を講じる必要があると

かと認識をいたしております。

次に、できた法律に問題があったら、国に向かって発言するのが町長の任務ではないかとのご質問でございますが、冒頭に申し上げましたように、自治体財政健全化の施行云々がバス路線の廃止や縮小に直接関与するものではなく、また法律自体に問題があるものではないと認識いたしておりますので、これに関しては国に対して特に意見を述べるといった考えはございませんが、ただ国の施策であって納得できない点があれば、町民の代表者として堂々と意見を申し述べていきますし、これまでも直接、間接に意見を申し上げてきたつもりであります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2点目のご質問にお答えいたします。

ご指摘の財政逼迫の原因につきましては、国の施策によるところが大きいと認識を持っております。詳しくは財政担当課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 4番森議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

地方自治体の財政状況が悪化した要因につきましては、これまでも機会あるたびに申し上げてきたところでございます。最大の原因は、小泉内閣が進めた三位一体改革に集約されると考えております。ご承知のとおり、三位一体の改革につきましては、国庫補助負担金及び地方交付税の改革と国税の一部の地方移譲にあわせて行ったものでありますが、地方自治体の財政運営に大打撃を与えたのは、地方交付税が全体で5.1兆円削減されたこととあります。本町の影響額で申し上げますと、臨時財政対策債を含む平成15年度の普通交付税につきましては、35億1,700万円程度であったものが、改革後の平成18年度には31億2,800万円程度になっており、額にして3億8,900万円、率にして11.1%もの減額となっております。

また、三位一体の改革につきましては、国が一方的に地方へ押しつけた政策であり、国の財政悪化を地方へ移しかえたものであると言えます。このように、財政逼迫の要因につきましては、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減が大きく影響しておりますが、一方では先ほどの話がありました北海道夕張市に見られるように、国の誘導があったといえども、身の丈を超えた財政運営が一部の自治体で行われたことも事実でございます。

そのほか、バブル期やそれ以降の国の経済対策として、箱物施設等の整備が推進され、地方債の増加を助長してきたことから、それに係る公債費負担が昨今の町財政を逼迫させている要因の一つともなっております。

なお、本町では地方交付税の総額確保につきましては、町村会、町村議長会、香川県などを通じて、毎年度要望活動を行っております。また、夕張市の例を反面教師とし、計画的な財政運営を図るため、昨年には中期財政計画を策定するなど、持続可能な財政構造の確立を目指しておりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） なぜ公共交通の定義が日本にないのかと、これは随分私もショックを受けました。考えてみますと、高度成長期に船もバスも飛行機も定義がなくても発展したと思います。小豆島も一緒です。しかし、今夕張のことを言うたように、日本全国の地方が疲弊する中で、この定義をつくらないと、私もさっきも言いましたように、調べたんです。県にも問い合わせをしたところ、ないということですので、特にお年寄り、車を持たない人が困りますから、この定義については発言する必要があるんじゃないかというふうに思っています。

もう一つは、三位一体の説明がありましたけど、その影響も説明ありました。しかし、これも直す必要があるんじゃないかと、三位一体改革については、だんだん直ってきてますけど、その点についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 公共交通の定義、これを調べてもその定義がなかったということですが、私の考えでございますが、定義があろうがなかろうが、島民の足である公共交通、これは大事な問題であるという認識をいたしております。森議員さん、定義と申しますが、定義があろうがなかろうが、これは十分にその施策、これを打ち出すべきであろうと。これは、基本的にはやはり東京一極集中ということで、地方が疲弊しております。こういう中で、やっぱり基本的には国の施策で何らかの抜本的な施策を打ち出すべきであろうという気がいたしております。

それと、第2点目の三位一体改革の問題でございます。

これは、基本的に国の財政、これが700兆円、800兆円の借金を抱えておる、これを何とかしなければならぬというところが出発点でございます。地方も、これは200兆円ぐらいの借金を抱えておるということございまして、先ほど言いましたように、国の借金のつけかえ、これを地方にしわ寄せをしたということが現実でございます。今、麻生政権の中でこの交付税について地方に回すというような話、1兆円規模でというような話が出ておりますが、これの財源につきましても、私から見ればどうするのかなという感じがいた

しております。したがって、まずバブル期に余りにも不必要な公共投資をやり過ぎた、国も地方においても、これが現在の財政破綻につながっているというような感じがいたしております。そういうことで、どう考えるかといいますと、地方にとっては甚だ迷惑な話であるという感じがいたしております。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） もうやめますけど、町長も中央でいろいろ努力されているのはわかりました。11月26日に全国町村会、ここに参加されましたか。それで、どういうことが決まったか、お聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 全国町村会、参加いたしました。これは、町村会としては地方が頑張ろうと、東京一極集中ではいかんやないかということを経営に盛んにそれぞれの代表者が申し述べまして、これから何とかして乗り切っていくかんと、こういうことであります。そこで、森議員が常に言われておりますのに、小豆島は島であって、海上交通、陸上交通、この交通が小豆島の命やと、こういうこと、全く同感であります。したがって、政治的にこれらがハンディになって小豆島が沈んでいくということでは、我々たまたまわけございまして、先日も県議会で海上交通の問題は取り上げまして、国のほうへ県のほうも陳情に参りました。私もそれに一緒に後から行って陳情したわけございしますが、海上交通の問題、離島の問題、離島振興で恩恵のあるところはありますけども、離島振興に恩恵のないところ、全国で4カ所ぐらい島であるそうございまして。そういうところと一緒に、これからやっぱり我々の生活環境についての問題について、政治運動を起こしていこうと、こう思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開10時55分。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、2点について町長のお考えを聞きたいと思っております。

まず1つ目、重要施策にスピード感を。

合併して3年たとうとしています。来年度からは合併特例の補助は第2段階となってきます。その中で、場当たりの対応がとられることが将来的に大変問題であります。大き

な政策変換を図る際には、大きなエネルギーが必要となってきます。旧町時代の重要課題を新体制に引き継いでいる中、集中的かつスピードを伴った改革が必要と考えますが、町長のお考えを伺います。

2点目、光通信網の整備の行方は。

今まで何度となく訴えてきたことですが、情報通信網の整備の必要性はこれからのさらなる情報化社会において重大な要素になってくると考えます。今、都市部と地方の二極化が言われておりますが、地方でもそういう現象があらわれてきていると思われれます。光通信による新たなサービスが提供をされておりますが、小豆島ではその恩恵にあやかれない状況です。今、小豆島の人口減少問題に対して取り組んでいる移住促進施策においても、一歩おくれをとる要素になってくるのではないかと考えます。そこで、これからの取り組みについて町長のお考えを伺います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番安井議員のご質問にお答えをいたします。

重要課題に対し、集中的かつスピードを伴った取り組みをということであろうかと思えます。平成18年3月に旧池田町と旧内海町が合併をいたしました。それぞれの町の行政課題を新町に引き継いだことは当然のことです。合併の際には、これらに対する取り組み方についてのすり合わせを行いました。方向性を示せたもの、新町での検討にゆだねたものと対応に差異はございますが、その時点での合意事項でございました。また、これらの重要課題は新町建設計画にも織り込まれましたし、合併後の施政方針でも触れ、必要なものは予算措置をいたしてまいりました。その都度、議会での議論や一般質問へのお答えなどを通して、課題解決への道筋をつけてきたつもりでございます。これに加えて、平成19年度に策定した小豆島町総合計画では、その基本計画に重要課題への取り組みを掲げているところでございます。そのような中でありますが、7番安井議員が言われるスピード感を持って取り組むことは、大変重要なことであると思っております。確かに、価値観が多様化し、情報がはんらんする現在におきまして、行政施策に対し、厳しい意見をお持ちの方もたくさんおられます。また、行政にもその透明性や説明責任を求められている時代でありまして、これらに丁寧に対応していく時間と労力を要することでございます。しかしながら、それらをクリアしつつ、集中的にスピード感を持って問題解決に当たることは、住民の福祉の向上につながることであり、なお一層心して取り組んでまいります。

2点目の光通信の整備に関するご質問ですが、情報化社会の対応は技術革新のスピード

が速いことと、行政が整備を行う社会資本としての領域をどのように見きわめるかが大変難しい問題であります。費用対効果やどれだけの住民がどれだけの基盤整備を望んでいるかによって、莫大な資本投資につながってまいります。慎重な検討が必要であると考えております。詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 7番安井議員のご質問にお答えいたします。

本町にも都市部との情報格差をなくすために、光通信網の整備をしてはとのことですが、こうした情報通信網の整備につきましては、総務省において平成16年12月に公表されました。u - J a p a n政策及び平成18年1月にIT戦略本部で決定をされたIT新改革戦略の中で2010年度を目標年度とするブロードバンド、すなわち高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピューターネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービスの全国整備の方針が示されたところでございます。

この次世代ブロードバンド戦略2010には、2010年度へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消等の整備目標、ロードマップの作成等の整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制のあり方を明らかにするものとして2010年までに、国民の100%が高速、または超高速を利用可能な社会にしております。

ところで、離島山間部の条件不利地域であります本町におきましては、数年前まで福田と三都の2カ所の地域におきまして、NTTによりますADSLサービスの提供がなされておりました。この状況の中、旧内海町及び旧池田町におきまして、NTTに対してADSL回線のエリア拡大について再三働きかけをし、NTT独自で構築できない場合の町の補助などについて協議を続けてまいりました。その結果、総事業費3,728万2千円のうち、福田地区、福田、吉田、当浜でございますが、福田地区に1,050万円、三都地区、吉野、蒲野、神浦でございますが、三都地区に1,715万7千円、合わせて2,765万7千円をNTTに対して補助することによりまして、両地区にもADSLのサービスが開始されることとなりました。こうした働きかけと補助金の支出によりまして、本町全域に高速情報通信基盤であるADSLサービスの利用が可能となっております。今の小豆島町内ではブロードバンド・ゼロ地域の解消が図られたわけでございます。

ご指摘の、さらに超高速情報通信基盤であります光ケーブル回線につきましては、現在のところ一部の金融機関でありますとか、本町など行政機関が専用回線として利用をしておりますが、この回線は一般利用者に開放することができないこととなっております。こ

うした業務用と申しますか、ビジネスアクセスサービスというものでございますが、これが一般に開放するインターネット接続サービスとは異なるということでございます。本町といたしましても、平成18年10月に発足しました四国ブロードバンド推進連絡会、これの香川県部会に参画いたしまして、今後の整備方策について行政と民間の通信事業者による協議、連携を深めながら経済的で効果の高い整備方針を研究しておりますところでございます。

本来、光通信やADSLなどの情報通信基盤につきましては、NTTなどの通信事業者が主体となって整備することを原則としておりますが、先ほどの福田地区、三都地区のように不採算、採算性等の問題から、民間事業者が投資しにくい条件不利地域につきましては、ブロードバンド環境の整備が十分に進んでいないのが実情でございます。以前、いろいろ方面からご指摘がありまして、光通信網の整備に必要な費用をNTTに概算でお願いいたしました。前提には、NTTでは整備できないと、採算が合わないということ为前提として、それなら小豆島全体でどれぐらいのお金をかけたらできるんかということでの問い合わせでございます。そうしましたところ、小豆郡全体で海底への光ケーブルの敷設費用を含めると、総額約42億6千万円との試算が出されております。2町でこれだけの負担をしてくれれば、何とかできるんでないかというようなお話でございました。町としましては、光通信網の導入について、莫大な費用に対する効果の面、整備後の回線品質の維持管理、断線等の場合の復旧対策など保守運用面、老朽化した場合のケーブルの張りかえに要する費用などを考えますと、町独自で整備するとなれば、将来にわたり相当な財政負担になることが予想されております。

さらに、光通信網の次期候補であります新しい無線技術のWiMAX、高出力無線LAN、光無線など超高速通信が可能な無線技術が登場しております現在、日々進化する技術革新に傾注した経済的で有効性の高い投資効果や、国、県、民間通信事業者の動向をにらみながら、先ほど申しました四国ブロードバンド推進連絡会香川県部会に町として参画をし、情報収集を行いたいと存じます。それによりまして、今後の展開を模索し、どの時点で判断するかの問題がございますが、光通信網が最善との結論が得られましたら、まずは島内唯一の情報通信事業者でありますNTTに対しまして、機会あるごとに光通信網の敷設を働きかけていく考えでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 1点目の施策に関してですが、先ほど森議員の中で財政の逼迫と

いうふうなところでいろいろ言われてましたが、今回の方針なりで教育施設なりで耐震の部門でやれというふうなことが出てきております。その中で、旧内海町時代に抱えていた小学校統合問題、その分のスピード感なりがなかなかできない状況で、それぞれをやっていくのがいうふうな形になってくるとは思いますけど、その中である程度のいつまでにやるというふうな方針というか、住民の皆さんにお知らせすることがリーダー、町長としての立場かなと思っております。その部分で、住民の皆さんが、耐震やっても何十年、もう四、五十年たつような校舎に対して耐震やっても、鉄骨だけが残ってコンクリートが落ちてくるようなものまでも耐震して、その間やっていくのか、それともその中でまだ選択肢がほかにありますから、そっちの方向へ行くとかというのはリーダーとしての責務というふうに思っております。その辺ちょっとお伺いしたいと思っております。

それと、光通信網のことに関してですが、私も平成17年度のICT政策大綱というふうな部分をインターネットから引っ張り出したんですけど、その中で今のADSLというのは第3世代の情報のスピードのシステムであります。第4世代というのが光ファイバー、これが移動通信システムの発展の目標として2010年というふうなことになっております。ただ、光通信に関しては、今テレビなりで放送になつとる中で、何か光につなげようとか、そういうふうないろいろなコマーシャルが流れております。その中で、やっぱりそういうふうなサービスなりがこの地域では受けられないというふうなことから、また離島とか過疎地においては国のほうの補助なりも考えているというふうなことです。その辺は事あるごとに言うていかんかったら、整備がなかなか前向いていかないのかなということですので、その辺もこれからの取り組みとしてどういうようにやっていくのか、お伺いしたいと思っております。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 安井議員のご質問の小学校、中学校の耐震問題なんかをとらえて、早く方針を決めないかんやないかということだと思っております。これは、学校の統合問題がありまして、またそれに絡みまして、そうかいうて地震、耐震は統合を待ってくれへんと、いつ来るやらわからんのやということで早く決めないかんと、こういうことは、もうそのとおりでございます。そういうことで、先日も教育長なんかとも話をしておるわけですが、これらにつきまして早急に方向づけをしていかんかんと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 安井議員の再質問の光通信の話でございますが、先ほども申

しましたように、一応ブロードバンド・ゼロ地域の解消という一つの段階でいきますと、高速、または超高速ということで、ADSLが高速ということで一応これは国の目標は達したというのが一つの段階になっております。小豆島全体でも、もう小豊島だけです。小豊島はもう可能性がないようですので、小豊島にはADSLもつかないという状況で事が終わろうとしております。

先ほども42億6千万円も、もちろんその上限、これ以上は高くないですということですから、実際にやるとすれば、それから下がってくるだろうとは思いますが、ただ先ほど言いましたように、NTT、例えばこの方法として自設自営型、地方自治体が自分でつくって自分で運営していく方法、それから公設民営型といいまして、まんのう町のように町は設置をしまして、あそこはケーブルテレビの会社が運営していくと。それから、民間事業者がやっていくから補助してくれと、三都や福田にADSLを引いたときのように補助金を出して事業者にしてもらおうと。3つの方法ございますが、この光通信網の整備の方式でこの3つの方式、どれが可能かということでNTTに問いますと、自設自営型だけですと、民間事業者が、高松のほうでケーブルテレビが入ってきて、ここでそういった放送をするという可能性も少ない。それから、民間の事業者がもちろんやるということはNTT自体もできないということですので、行政がやるしかありませんよというふうに言われておりますんで、非常に悔しいんです、テレビに光をつなごうやと言われたら、非常に悔しいんですが、今のところそれしか方法はないと言われると、この財政負担、後々の負担も自設ですと、これだけの金が要るということですので、非常に難しいかなというふうに考えておりますが、さっきのデジタル化と一緒に、国に責任持ってこっちも同じようなことしてくれやということは、これから先もその都度申ししていきたいと思っておりますので、現時点はそういう状況であることをご理解いただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 先ほど町長申し上げました重要施策のスピード感、学校耐震で言われていたと思いますが、これにつかましてちょっと補足的に申し上げたいと思っております。

先ほどの3番議員、森口議員のほうからも、平木の埋立地、これの方針の決め方が遅いんじゃないかというようなご指摘もあったわけですが、少し振り返ってみますと、合併いたしまして3年目ということでございます。例えば、いろんな事務効率の問題にいたしましても、今議会の特別委員会でご審議いただいております庁舎問題等につきましても、先ほど委員長のほうから報告がございましたように、本庁舎方式でいこうという

ような方向が出てきたわけでございます。これは、物理的な話といたしまして、やはり2局、旧内海と池田に庁舎があるということにつきましても、何らかの影響が私はあるんじゃないかなというふうに思いますし、やはり旧町の池田町、また旧の内海町、それぞれの施策に基づいて政策を実施して、目標を掲げておりましたが、これが一つの小豆島町になって3年目ということで、やはり融合機関というのが私たち非常にいろんな面を感じております。独特の施策をやってきた、これを一つにまとめていくというようなことにつきましても、非常に難しい問題がございます。その最たる例といたしまして、学校の統合問題、今安井議員が申されました。これは、はっきり申し上げまして、旧内海町関係におきましては、これはおくれておる。これによって、やはり耐震の実施する場所、順番等につきましても、非常に国の施策も補助率の変更等急に国のほうは言ってやれやれというような急激な変化もございまして、実際のところ、非常に我々としたしましても、いろんな問題がふくそういたしてございまして、やはりそういう問題を解決する上において、少し時間がかかっておるかなというふうに思っておりますので、いつまでもこういうことであってはいけないというようなことで、やはり私たちは将来的な小豆島町の総合計画、これは目標もつくっておりますし、中期財政計画もつくっております。これを一つの目標として、できるだけスピード感を持った施策に専念いたしたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほど石田課長のほうも言われましたが、国の言いなりになって財政逼迫になるというふうなことだけにはならないようによろしく願いしたいと思えます。以上です。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 私は、2つのことについて質問したいと思います。

まず1つは、教育によるまちおこしをしてはどうかと、これは町長にお尋ねします。

2つ目は、小豆島の教育の問題点とその対応について、これは教育長に答弁をお願いします。

まず最初ですが、今新聞とかテレビ等でさまざま放送されておりますが、まず1つは日本人がおかしくなってきたんじゃないかと、こういうふうに言われております。これは、家庭教育、それから学校教育ももちろんですが、社会教育と言われております教育というものに起因するということが大であると言われておりますし、私自身もそう思ってい

ます。今、地方分権、地方分権と言われておりますが、特色ある地方行政が今望まれております。この前、議員研修で行きました徳島、上勝町、ハッパで金もうけしてというのが新聞雑誌、いろんなことで今評判になっております。特色あるまちづくりの一つの例だと思います。小豆島も御多分に漏れず過疎化、少子化ですが、過疎化、少子化というのはやっぱり時の流れだと思います。しかし、それを素直に受けとめて、言葉がいいかどうかわかりませんが、時の流れに寄り添って地域の特性を生かして、人間とともにまちづくりに成功されたのが上勝町のハッパでまちおこしをと。これは10年近い年月がかかっておりますけれども、ということはすばらしい実績を上げてるんじゃないかと思っております。

まず、これ1つは、人を呼び寄せよう、呼び寄せようと努力してもなかなか人は寄ってきません。私は、人がよってくるまちづくりこそ大事やと思っております。小豆島町には幸せなことに都会から離れております。交通やいろいろ不便じゃと言いますが、ある意味でこれは幸せです。都会のあしき風習も海があるために入ってきませんし、そういう意味で離れておるということは幸せやと思っております。

それと、人口規模も住民の民度の高さも、それから今ある残っておる日本からの古来の古いよき習慣である自治会活動、それから婦人会、老人会などの組織もまだまだ小豆島町は生きて働いております。これらのそれぞれの組織が、今それぞれがばらばらでそれぞれが活動しているように思えてなりません。これらを一つの方向づけ、一つの組織づけすれば、これを使って教育立国とは言いません、教育立町として、それを目指していくのには十分な住民の要素、組織があると私は考えております。小豆島町の地場産業、これもすぐれております。観光産業もまだまだ捨てたもんでない、いろんな材料をそろえております。しかし、これのコンタクトがどうかいうことは疑問がありますが、それとオリーブ、地場産業、観光産業、オリーブ、それに加えて教育立町として人づくりを目指したらどうやるかと。教育によるまちおこしをキャッチフレーズにして進める気はございませんか、町長の答弁を期待します。

2つ目は、小豆島町の学校教育についてですが、御多分に漏れず日本全国と同様に多かれ少なかれいろいろ問題があると、教育に変化ができております。小豆島町の教育の問題点をどう分析して、その解決のためにどのような指導、助言を教育委員会としては行っているのか、これは教育委員会としてやってることたくさんあると思っております。具体的に、身近に教育長に答弁をお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番新名議員のご質問にお答えをいたします。

子供を育てることは、その保護者や学校がそれに当たることはもちろんのことではありますが、これに加えて、その地域社会が子供を育てるという理念は欠くべからざるものであると考えております。そして、地方公共団体の中で、教育行政は大きな施策の柱であるということは申すまでもございません。本町の総合計画の中で、まちづくりの基本的な考え方である4つの基本方針の中の一つといたしまして、瞳輝くまちづくりを掲げておりまして、子供たちがひとみを輝かせてさまざまな楽しい体験を行い、多様な力を身につけ、子供や若者がこの町に希望を持ち、若者が新しい産業を創造し、次世代を育てていくことができるよう、子供や若者をみんなが応援するまちづくりを進めるといたしております。

教育には、さまざまな面がございます。子供たちに学力をつけさせることはもちろんであります。体力をつけることや公共心を学ばせることより、豊かな人間性を備えた人づくりが必要であります。これに加え、我々の父母や先輩たちがつくり上げてきたふるさとを、育ててくれた町として子供たちが好きになってくれるようなふるさと教育がぜひとも必要であろうと思っております。

また、活気ある産業の振興と豊かな文化の継承と創造により、すべての住民に町を愛する気持ちを持ってもらい、地域に誇りを持って生活できる町にしていくことも重要であろうかと思っております。

ご提案の教育立町をキャッチフレーズにして、まちづくりを進めてはどうかということでございますが、教育の充実は町にとって基本でございます。これを標榜することは、言わずもがな当然のことだと思っております。島の人づくりの教育の町として取り組んでいくのは当然だと、こう思っております。瞳輝くまちづくりを基本方針としておりますので、将来の本町を託していける若者や子供たちを育てる施策を教育委員会とともに共同して展開してまいりたいと考えておる次第でございます。

2点目の学校教育の問題につきましては、教育長から答弁をいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 6番新名議員のご質問にお答えいたします。

本町の学校教育の問題なり、課題をどうとらえ、どう指導、助言しているのかとご質問にございます。6番新名議員さんのご指摘のとおり、社会情勢が大きく変動している今日、教育を取り巻く環境におきましても、さまざまな課題が山積しております。社会情勢の大きな変化に対応するため、国におきましては近年学校教育法を初めとする諸法の改正が行われたことはご案内のとおりでございます。

本町の課題の一つに、少子化、核家族化による子供の自主性や社会性が育ちにくいという弊害がございます。また、小豆島町総合計画の策定に基づき、本町の教育を推進していく上で、教育を取り巻く環境や社会情勢などの変化を踏まえ、これからの地域づくり、まちづくりに貢献できる人材を育成すること、また進取の気風に富み、さまざまな分野で独創的で個性的な人材を育てることが重要であると考えております。そのためには、一人一人の子供の持つ個性や能力を尊重し、学校、家庭、地域社会が一体となってこれを伸ばしていくことが大切かと思えます。そして、このことは改訂学習指導要領の理念でございます生きる力をはぐくむことにも通ずるものと思われまます。

これらの教育目標に沿った人づくりを進めるために、本町では学校教育の重点目標を開かれた信頼される学校づくり、確かな学力の育成、人権同和教育の充実を定め、取り組んでいるところでございます。この重点目標の推進に当たりまして、より具体的な実践目標を定め、実践的な対応を行っております。

まず、生徒指導の充実でございますけれども、ご案内のとおり、学校教育におきましては、生徒指導と学習指導、この2つは非常に重要な意義を持つものでございまして、また両者はお互いに深くかかわっているものであることはご案内のとおりでございます。この生徒指導におきましては、教師と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒同士の相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童・生徒が自主的に判断し、行動し、自己を生かしていくことができる生徒指導の充実を図っていこうというふうに考えております。そのために、各学校で児童・生徒、保護者への教育相談活動やアンケート調査、またスクールカウンセラー等関係機関との連携を通して、生徒指導の基盤となる児童・生徒の一人一人の生徒理解の深化を図るようにしております。

そして、子供たちが落ちついた環境の中で、学習に運動に伸び伸びと活動できるように、また全国的な問題になっております不登校やいじめ問題にも対応できる体制づくりを進めているところでございまして、これらにつきましては、単なる問題行動への対応という消極な面にとどまることなく、校内職員の横の連携に加え、本町では異校種間の縦の連携も行い、子供たちの人格を尊重し、個性の伸長を図りつつ、社会的資質や行動力を高めるよう指導、助言を行っております。現状では、まだ課題は幾つかあるものの、教育相談活動の充実や人権同和教育の充実等、全教職員による広い立場からの生徒理解の努力により、徐々に効果は上がりつつあるものにとらえております。

さらに、本町におきましては、少子化に伴う小規模校の問題がございます。ご案内のとおり、小豆島町になりましてから、西村幼稚園と草壁幼稚園を統合して星城幼稚園、また

来年度からは福田小学校と安田小学校を統合いたします。さらに、旭幼稚園は現在該当園児がいないため、休園状態にしております。福田小学校、池田中学校では県からの配置では教員が不足し、町講師の配置をしないと子供たちが適正な教育を受けられないという、そういう困難な状況になっており、少子化の問題は本町の学校教育に対し深刻な影響を与えているのはご案内のとおりでございます。

次に、特別支援教育の課題がございます。特別支援教育では、これまでの障害教育の対象であった知的障害、肢体不自由児の子供たちに加えまして、新たに通常の学級に在籍するLD、ADHD等の児童・生徒を含め、あらゆる障害のある児童・生徒を対象にするよう範囲が広がっております。このため、特別支援教育は特別支援学級だけでなく、障害のある児童・生徒のいる通常の学級や、また幼稚園も含め、すべての教職員で取り組まなければならない状況になっております。本町では、学校、園ごとの研修の機会を設けるなどして、全教職員で特別支援教育の推進に努めておりますが、十分な支援が困難な状況になっております。そこで、本年度からは、皆様方のご理解により特別教育支援員を8名ほど配置させていただき、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を克服、改善するために適切な指導及び援助を支援を行っているところでございます。

これらの実践的な対応は、学校教育だけでは十分とは言えません。本町では、少子化、核家族化等による子育てを学ぶ機会の不足、さらに価値観の多様化や子育て情報はらん等により、子育てに不安を持つ保護者が増加していることが考えられます。最近では、報道等にありますように、子供が事故や事件に巻き込まれることもあり、子育ての中で保護者の不安を一層高めている状況となっております。また、地域社会で地域のつながりの希薄化や子供の数の減少等により、幼少期からの人間関係づくりが困難になってきている状況等もございます。そういう子供たちの基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、基本的な倫理観、自立心、自制心、社会的マナー等の生きる力の基礎的な資質や能力を身につける上で、家庭教育や社会教育が大変重要な役割を担ってきている時代になってきております。

町の教育委員会といたしましては、地方の教育行政の中心的な担い手といたしまして、町内小・中学校の指導訪問はもとより、運動会であるとか発表会等の各種行事の機会をとらえ、学校の現状、課題の把握を行うとともに、教育課程等への指導、助言に努めております。また、昨年度からは、先ほど申し上げました就学前教育の重要性を認識し、小・中

学校に加え、幼稚園、保育所の訪問を行い、義務教育への円滑な接続を目指して指導、助言を行っているところでございます。

また、現在の指導訪問ですけれども、教育委員会から管理職だけへの指導が主となっておりますので、普通の教員と教育委員の方が顔を合わすということは少なくなっております。そのために、来年度からは教育委員会からの指導、助言をできる限り全教職員に伝えられる体制づくりを進めていきたいと考えております。

特に、教育というものは、教育は人なりと言われるように、教員の資質向上への取り組みや教員の育成は極めて重要なことだと認識しております。こうした考えのもとに、町内の保・幼・小・中学校長による校・園・所長会や、また別の機会であります校長の目標管理の面談の折とか、あるいは学校訪問時等を活用いたしまして、管理職に対して繰り返し強く教員の育成をお願いしているところでございます。町教育委員会といたしましては、住民が元気に活躍し、お互いに尊敬される心の豊かなまちづくりの中で、子供が将来に希望を持ち、自信を持って学ぶことのできる教育環境づくりも目指したいと考えております。すべての家庭、地域におきまして、子供たちを温かくはぐくみ、充実した子育て、教育が行われますように、人と人とのかかわり合いの中で学びや気づきを通して社会全体で支え合う関係づくりに今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、これまでも増して議員を初め、町民の皆様方のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 町長の回答の中で、よいことであるから、教育委員会とともにやっていきたいと言われたんですが、教育によるまちづくりについては来年度はどうすんじやというたら、いいことであるから考えておきましょうと、多分そのぐらいしか、言うだろうとは思ったんですけれども、教育委員会と十分相談して何か具体策を、まずこれは一つお願いしときます。

それから、教育長の答弁です。もうほんまに模範解答でええこといっぱい言うてくれて、これからこういうことをやるという言うてくれたんですけれども、僕はそういうこと言うたらんのです。今の模範解答は、全国どこの学校、どこの町へ出してもこれで模範解答になっとんのです、こうやるやういうんはね。そんなこと言うたらんのです。もっと気合い入れてやらんかということと言うたらんじやけど、心が全然通じんのです。例えば、一つのことをとって、あいさつでもいいんです。ほんたら、小豆島町としてまず1つはあいさつをやらんかと、学校でやる、社会教育でやる、家庭でやる、これだけでも徹底して

やったら、後ろにも婦人会の方おいでますけど、それで全部一つにまとまったら、これだけでもごついアピールです。役場でもやる、これであいさつ一つで小豆島町が全部盛り上がってごらん。子供がやる、じいさんばあさんが近所の子に言う、婦人会が言う、老人会が言う、これ一つでも、だからいろいろ今教育長が言われたようないいことなんです、一つ簡単なことでいいんです。キャッチフレーズで、それをどの組織にもまずこれで一つだけは絶対に守ってくださいと、これだけはやってくださいと。そのかわりに、補助金は同じですよと、それでええんです。それぐらいのことやったら、やってくれます、こんだけの町だったら。僕は、そういうことを教育委員会なり教育行政が何でやらんのじゃと、熱がないんです、情熱が、と思いませんか。そういう簡単なことで盛り上がるんです、人間。私も難しい学校にあずかったことがあるんです。5年ぐらいかかりました。どんどんばちばちけんかのナンバーワンの学校が、悪でナンバーワンですから。それが、おとなしくなった例があるんです。難しいことや学力やいうけど、学力やいうのはいろいろあるんです。走るのやって学力と考えたり、そういう意味で僕が教育長さんお願いしたいのは、そういうことなんです。ひとつどうですか、今のようなやつ。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 新名議員さんの言われることはごもっともなことで、私どものほうもそういなキャッチフレーズを何か考えるというのも非常にいいことだと思っております。

それで、今学校支援ボランティア制度っていう新しい取り組みを進めていこうと思っております。まだ一つも手がついてない、最初のうったての会を12月末ごろにやりまして、今議員さん言われてるような地域の方、それから婦人会だとか老人会だとか、そういうなところをひっくるめて学校支援ボランティア制度っていうのを考えてみようということ、今取り組んでおります。今うちの町として何をキャッチフレーズにするかということ即答しかねますけれども、そういなところを使って町長の答弁にありました教育立町のほうもあわせまして、何か取り組んでいきたいと、そういな気持ちでおります。どうぞ、またよろしくご協力をお願いいたしたいと思えます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 必ずやるということですので、ぜひやっていただきたいと思えます。そんな難しいふうにと考えると、やっぱり簡単なことで全住民が一つになっていくということはそんな難しいことではないと思うんです。だから、ぜひそういう意味で町長も頑張ろう、教育長もやる言よんですから、ぜひ具体策を練って、そして子供たちの教育のた

めに全町一つになるいう、そういう何かをつくってぜひ来年度から実施していただきたい  
と思います。終わります。

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は、医療福祉充実の一環として、ただいま現在ではかなり対  
象者の方に自己負担が増額になっております。そんな中から、1点だけ質問をいたしたい  
と思います。

寝たきりの方の紙おむつ支給と実績状況についてお尋ねをいたします。

私は、寝たきりの方など対象に入浴サービスを細々と続けています。人間として当然の  
ことだと思っています。そこで、町長にお尋ねします。最近、後期高齢者問題などで提案  
した身内からでも年齢差別しているのではないかと意見が出ています。政治が弱い者をい  
じめるかのように受けとめているからです。

私は、寝たきり人たちを見続けています。対象者のすべての方に紙おむつを支給されて  
いると思われるが、介護用品などの事業実績について、また在宅介護者や施設入所者の方  
の自己負担額の軽減策はどうなっていますか、お尋ねします。

また、今後の在宅介護支援についてのお考えをお聞きいたしたいと思います。以上、よ  
ろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番中江議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の支給状況につきましては、担当課長から説明させます。

今後の在宅介護の支援についてでございますが、介護用品の支給事業のほか、介護方法  
や介護者の健康づくりのための教室の開催や在宅で高齢者を介護している方の交流事業を  
引き続き実施していきたいと考えております。このうち、介護用品支給事業につきましては  
は、要介護4または5の方に限らず、主治医が紙おむつの必要があると認める方について  
も財政事情が許される限り助成できるよう、今後検討していきたいと考えております。こ  
のほか、元気な高齢者を中心に元気なうちから生涯を通じて介護予防に取り組んでもらう  
ようにするための講座や講演会の開催、要介護状態になるおそれの高いほうへの運動機能  
向上事業の実施など、介護予防事業の充実を図っていきたいと考えておりますので、ご理  
解をいただきたいと思います。ご理解いただきますようお願い申し上げます。次は、保険  
事業課長に答弁させます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 16番中江議員のご質問にお答えします。

ご質問につきましては、10月の決算特別委員会で一部お答えしているところでございます。紙おむつの支給につきましては、平成18年度からは小豆島町家族介護継続支援介護用品支給事業によりまして、おおむね65歳以上の要介護4、または5と認定された方を在宅で介護している方に対しまして、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー及び清拭剤などの5品目を購入する際の助成券を支給しております。助成額は、町民税課税世帯に対しては1カ月当たり千円、町民税非課税世帯に対しましては1カ月当たり6,250円となっております。事業の実績につきましては、町広報によるお知らせや要介護認定時の訪問調査の際における相談によりまして行っており、平成18年度は53名に97万2,500円の助成があったものが、平成19年度には62名に対しまして127万5,200円、20年度では11月末現在で70名の利用となっており、今年度の事業費は180万円が見込まれております。このように、利用者は年々多くなっておりまして、本事業につきましては広く浸透しているものと考えております。

なお、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどに入所されてる方の紙おむつの使用につきましては、介護保険の適用となるため、特別の自己負担は必要ないものと思っております。また、おおむね6カ月以上寝たきり状態にあり、医師が必要と認めた方の紙おむつの使用につきましては、紙おむつの購入費等が税の医療費控除の対象となっておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） ただいまの答弁で説明はありましたんですけど、18年度、19年度、20年度の実績の介護者の支給総額です。18年度は73万7,500円、19年度は127万5,200円、20年度は180万円程度の見込みだということですけど、いわゆる介護4、5の方を対象にしているんですけど、非課税世帯と課税世帯この差、課税世帯は一月当たり千円と、非課税世帯は月に6,250円と、かなり差があると思うんですけど、その一月当たりの非課税世帯と課税世帯の支給額の差はどのように決定、決められているのかが1点と、これからおむつ利用者はおおむね6カ月以上寝たきり状態にあると認められた、治療上おむつの必要が人についてはおむつ代の購入料、貸しおむつの賃貸料が医療費控除の対象になっていくと。これお年寄りですので、かなり控除を受けられるいうのはなかなか定かでないと思うんですけど、1点はやっぱり支給の差、これは一律に6,250円、非課税の方も課税の方も6,250円をなぜ出せないのか、これ1点です。

今現在では大不況の中で老人施設が危ぶまれていることが新聞とかテレビとかで報道さ

れています。必ずしも、入所者がいて待機者もいるんです。その中で、施設そのものが財源上、もう閉めていかないかん、もう非常に医療福祉の面で保険料は支払うが、最後まで見てもらえない状況が今生まれてます。少しでも対象者の方に自己負担を軽減さすべきだと思うんですけど、そのあたりどう思いますか。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 先ほどの非課税の方の6,250円、町民税課税世帯の方の千円、これ決定いたしましたのは、平成18年度までは国の在宅福祉事業、家族介護用品支給事業というのがございました。これが、平成18年度からは介護保険のほうの適用になりまして、そちらのほうへ内容的にはそのままの形で移行いたしまして、その形をそのまま今現在まで引き継いでやっておるという状況でございます。

それともう一点、施設のほうでございますけど、先ほども説明しましたように、施設のほうで必要なのは紙おむつなんかはございませんで、施設のほうは介護報酬という形で報酬として施設のほうへ支払いしております。それ以外の個人的な支出というのは、特別に要った場合のみとなっております。その辺ご了解いただいたらと思います。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） どうも非課税と課税、同じように所得のある人となない人だと思うんですけど、命というのは、またお世話というのは皆一般的に一緒です。それでなくしても、やはり子供さんとか老夫婦が在宅で介護しよんです。精神的にも疲れるでしょう、金銭的にも疲れるでしょう。そういったんで、命を絶つ人がかなりふえてます。そんな中で、ちょっとでも自己負担を軽減すべきだと思うんですけど、課税だから月千円、おむつ代が一体一月幾ら要ると思いますか。そういうな中で、まだまだこれ検討する課題だと思うんですけど、できればもう少し課税の方にも手厚い支援策をとっていただきたいと思いますが、その1点だけ検討課題としてあげてもらえるのかももらえないのか、お尋ねしたいと思います。町長お願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） これらにつきましては、常に検討していかないかと、こういうことでありますので検討課題に上げさせていただきます。また後ほど返事させていただきます。

（16番中江 正君「じゃあ終わります」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後1時に再開をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。

昼の休憩時間に議会運営委員会を開催いたしました。渡辺副委員長から副委員長辞任願の申し出がありましたので、許可いたします。

新たに谷委員が副委員長に選任されました。報告します。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、2つの点について伺います。

まず最初は、保育運営等のあり方について伺います。国や市町村の保育事業は児童福祉法に基づく保育所の役割、機能には両親が安心して働けるように子供の発達と生活を豊かにする保障をする保育を営む役割、園での保育を親に伝えながら家庭育児の充実を支援する役割、地域における子育ての連携やネットワークをつくる役割という3つの役割があるとされています。このような観点から、私は3つ、3点ほどの質問をいたします。

1つは、2008年3月政府が閣議決定した制度改革推進3カ年計画（改定）の保育制度改革では、直接契約、直接補助方式の導入、保育所の入所基準等にかかわる見直し、保育所の最低基準などにかかわる見直し等を盛り込んでいます。

厚生労働省は12月9日、市町村の保育実施義務を基本とした現行の保育制度を改変し、利用者と保育所との公的契約を中心とした新たな仕組みを導入する案、それは第1次報告案として明らかにしました。第1次報告案は、政府が閣議決定した内容を網羅したもので、市町村の保育の実施責任を後退させ、保育の市場化拡大に道を開くものです。本町では、保育運営等において、このようなことがどのように影響を与え、どう対応するのか、その考えを伺います。

2点目は、保育は保育保障や子育て支援の主体である子供の視点から考えることが極めて大切であり、保育者と子供とのかかわりが大切です。保育者同士が日常的に話し合い、交流しながら、よりよい保育内容をつくり上げていくこと、保育者同士が人間関係を築き、子供と保育者の安定した信頼関係、子供たちとかがわれる時間とゆとりを確保することが大事ではないでしょうか。このような保育のあり方を施設現場ではどのように取り組まれているのか、伺います。

3点目は、池田地域の小豆島こどもセンター、また内海地域の各幼稚園、保育所における職員の人事異動について、保育する上でその職員は保育士と幼稚園教諭の資格が必要だ

と思います。その職員が一方の資格しか持っていない場合、それを取得するための講習時間の確保や取得費用の補助を町として支援をする考えがあるかどうか、伺います。

大きな点の2つ目です。

ごみの直接搬入をしてほしいという点であります。庁舎から離れた端々の地域の住民からは、何とかごみの直接搬入が出張所で受け付け受理できないかという強い声があります。住民に対して不必要な時間をかけさせず、住民にとっての利便性を高める上でも、提供することを考えてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか、その点について伺います。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

保育運営等についてのご質問は、後ほど教育長から答弁をいたします。

2点目のごみの直接搬入についての出張所での受け付けについてでございますが、町内の家庭から出されるごみ処理につきましては、一般廃棄物として燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分別いただき、決められた曜日に各地域のごみ集積所に集められています。集積所に集められたごみは直営作業、委託作業により、燃えるごみについては小豆島クリーンセンターで焼却処分され、燃えないごみは吉野処分場と徳本処分場で埋立処分をしております。また、リサイクルできる資源ごみは、小豆島リサイクルセンターで中間処理をしております。町が行っている収集回数につきましては、燃えるごみは週2回、燃えないごみは月2回、資源ごみは空き缶類と瓶類、プラスチック類と紙類に分けていただき、それぞれ月1回の定期収集を行っております。今のところ、現在のシステムで町民からの苦情などお聞きはしておりません。ご質問の趣旨は、これ以外に引っ越しや大掃除に伴い、臨時的に大量のごみが発生した場合の直接搬入時の手続についてのことと思います。各家庭から大量ごみが出た場合に、池田庁舎の窓口センターと内海庁舎の環境衛生課でごみの種類、廃棄する量などを確認させていただいた後、許可証を発行して各施設に直接搬入してもらうことにいたしております。この搬入許可証を町内4カ所の出張所で発行できないかということかと存じます。ごみ処理に関しましては、先ほど申し上げましたが、町内の各家庭から出される一般廃棄物につきましては、町が現在行っております定期収集で対応できていると思っております。また、家庭から出る臨時的な大量のごみも、同一世帯から年に何度も出るものと考えにくいことから、現状の池田庁舎の窓口センターと内海庁舎の環境衛生課で受け付けをするシステムで対応したいと考えております。

また、町内では家庭からのごみだけでなく、民間の工場、会社、商店などの事業活動に

伴って排出されるごみも多くあります。事業活動に伴って排出されるごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、20種類の産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物とに区分され、どちらのごみも事業者みずからの責任において適正に処理しなければならないとされています。事業系ごみのうち、一般廃棄物と一部の産業廃棄物につきましては、小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、家庭系一般廃棄物の適正な処理に支障が生じない範囲で事業系廃棄物を処分することができることとしておりますので、事業者から申し出があった場合は、町が関係する処理施設まで直接搬入するか、一般廃棄物処理業の許可業者が運搬する場合は、搬入を許可しております。この場合、一般廃棄物の処分量が多く頻繁に搬入される事業者もおられますので、利用者の利便性を考慮し、申請があれば1年間の期間限定でございますが、通年の搬入許可証を発行しております。平成20年度では、町内の177社に搬入条件を付して許可をいたしておりますが、この制度は今後も継続してまいりたいと思っておりますので、ご利用いただくとともに、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。あと、教育長に答弁を願います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

保育所に関するご質問の1点目の直接契約、直接補助方式の導入についてでございますけれども、市町村が施設に入所児童を割り当てるという現行制度の概念を大きく変換し、利用者が保育所を選択する直接契約方式を導入することにより、施設が選ばれるため、創意工夫をし、多様なニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が行われるようにしようというものでございます。

また、直接補助方式は利用者への負担の公平化を図るため、運営費等公的補助を施設に対して行う現行の制度から、利用者に対する方式へと転換するものでございます。

次に、保育所の入所基準についてですが、保育に欠けるという概念や表現について、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行など子供を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、それに応じた対応はなされていないために見直そうというものでございます。

また、保育所の最低基準は省令にある児童福祉施設最低基準に基づいていますが、昭和23年の制定以来、ほとんど改正がされておられません。中には、明確な科学的な根拠がないままに長年適用されているものも少なくありません。このため、子供の安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的かつ実証的な検討に早急に着手し、最低基準を見直そうというもの

でございます。

いずれの件に関しても、実施時期が明確にされておりませんし、現時点では見直しの具体的な内容もわかっておりませんので、国の動向を注視しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。しかしながら、本町におきましては、町営保育所は2施設と2分園、認可保育所は1施設、無認可保育所が3施設ございますが、現時点で入所待機児童もおりませんので、影響は少ないものと考えております。

2点目の保育には保育者と子供とのかかわりが大切であり、それには保育者同士の人間関係が重要であるとのことでございます。人間関係につきましては、保育者同士でなく、保育者と保護者との人間関係も重要であり、保護者との信頼関係を築き、適正な保育を行うためには非常に重要な要素であるかと思っております。

現場での取り組みということでございますけれども、職員同士のコミュニケーションを図ることや、全職員が子供たちの状況を把握しておけるように、定期的に職員会議を持っておりますし、必要に応じて保護者との面談を行うなど、適正な保育が行われるように努めておるところでございます。

また、内海保育所では、子供たちの交流と職員同士のコミュニケーションがとれるよう、橘分園、福田分園との合同保育を毎月2回、本園と分園との合同保育も月に1回程度ではございますけれども、実施しております。職場等で円滑な人間関係が必要なことは、社会人としての常識であります。人間関係は個人的要素も大きく、どこの職場でもすべての人間関係がうまくいくものではないと思っておりますので、人間関係を阻害するような事実が生じた際に、いかに対応するかが問題でないかと思っております。

幼稚園、保育所では園長や所長は第1段階としての相談の場であり、そこで解決しない場合、また相談しにくい場合は学校教育課でも直接対応を行っております。

次に、3点目の幼稚園、保育所職員の資格の件についてでございますが、現在幼稚園に正規の職員17名、嘱託職員2名の19名、保育所には正規の職員14名、嘱託職員13名、計27名の職員でございます。全体合わせますと46名となっております。このうち、幼稚園教諭資格のみが7名、保育士資格のみが1名となっております。資格については、小豆島こどもセンターの3歳から5歳児については、幼稚園籍と保育所籍が一緒のクラス編成となっておりますので、幼稚園教諭資格と保育士資格を持っている職員を配置するようにいたしております。

その他については、幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士資格を有しておれば特に問題はないかと考えております。しかし、人事異動においては一方の資格しか持っていないと

いうことは、当然ながら制約を受けることとなります。過去の経緯では、旧池田町において、小豆島こどもセンターの幼・保の一元化施設とする際に、資格取得費用の補助を行っていましたが、現在小豆島町では補助は行っていません。保育士の資格取得には3年間のうちに10科目の科目試験と実技試験に合格する必要がありますが、幼稚園教諭は2つの教科と実技試験が免除されますので、8教科の科目試験に合格すれば取得できるということになります。この8教科の試験勉強ですけれども、通信教育等を受講する場合は相当の費用が必要となりますが、個人で勉強して受験する場合には試験費用1万2,700円と試験会場までの旅費となりますので、仮に3年間で取得するとしても5万円程度になるうかと思えます。新しく小豆島町になって、幼稚園教諭資格のみのものに対して、保育士資格を取得するよう指導し、現在3名の者が保育士資格の取得を目指しています。また、この際に取得資格費用に対する補助の話も委員会事務局のほうでいたしました。先ほど申し上げましたような金額でもあり、本人たちの自分の職務能力を高めるものであるもので、個人的に受験するほうがよいという意見でございました。なお、受験日は土日の2日間となっておりますので、土曜日の受験については現場でのやりくりで対応しておりますので、特に問題はありますが、小規模園で支障が生じる場合は学校教育課で調整を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず最初の1点目です。保育の運営についてですが、厚生労働省が発表した第1次報告案の中でも、保育の市場化ということで既に市場化されてる都市部においても、経営が破綻し、倒産の中に追い込まれてる実態は何力所かあります。そういう市場化をねらった一つは政府の方針、やり方っていうのが今回の閣議決定された中身になってるだろうというふうに思えますので、教育長がおっしゃるようなきめ細かい保育をするために直接保育があるというふうな視点は、今言ったようなニーズにこたえるきめ細かい保育をするという点についても、実際市場現場ではそうはなっていないと。あくまでも、国が保育義務を行う、そのための予算を削っていくという方向ですから、実態としてはそうはなっていないというのが現実にあるわけで、ちょっとその考え方が違うんじゃないかなというふうに思えます。

現在、保育所の最低基準においても、1人3.3平米ということで、そこに保育するところあるいは乳児の寝さすところ、それから授乳するところという点で、畳2枚ぐらいのところは今最低基準というふうに聞いてますので、それも見直すということはそれより市場化も影響する中で狭くなるというのが、今国のやり方だろうというふうに見ています。そ

ういう点からすると、今現在当面は影響が、本町においては少ないという考え方なんです  
が、今後一時直接契約という話が出たこともありますので、今後の方向いうことを十分に  
教育委員会としては対応を今後お願いしたいし、そうなった場合の対応をどう考えている  
のかという点について、伺いたいというふうに思います。

それと、さっきの支援の問題ですが、やはりその仕組み、保育の制度が変わったという  
状況の中で、旧池田においては町として支援、補助をしてきたわけです。合併によって、  
それが旧内海、旧池田の人事が大幅に変わっていく中で、それも自治体の体制が変わった  
ということですから、町としてそれは私は考えるべき問題点じゃないかというふうに思  
います。全額補助にするかあるいは一定の半額補助にするか、その点については子供たちの  
状況も、保育する関係も含めて考えていくということをぜひお願いしたいというふうに思  
います。

それと、大幅な人事交流に当たって、この年度で途中で退職した職員もいるというふう  
に聞いています。ですから、やはりそういう保育が幼稚園の保育、それと保育所での保  
育、それがお互いにそれぞれの職員がきちんとできる保障をやはりするためにも、その制  
度が必要ではないかというふうに思います。現場では、やっぱりどう保育したらいいかと  
悩むこともあると思います。その悩みが口に出せないとか、安心して話せる人がいないと  
かいうふうなことで、保育者自身の成長を妨げたり、それがまたストレスをため込むとい  
うふうな状況になると思いますので、単なる話し合いができないから適当にやればい  
いかあるいはマニュアルどおりにやればいいんじゃないかとか、そういうふうな状況に現場  
で考えざるを得ないと、そういうぎりぎりのところにある場合もありますので、やはり保  
育者がきちんと子供の視点に立った保育ができる体制とは、どういうことを具体的にでき  
るのかという点について、ぜひ真剣に考えていただきたいというふうに思うわけですが、  
その考え方について伺います。

それから、2点目ですが、やっぱり合併して各所に出張所ができた、4カ所できたとい  
うふうなことから、住民の利便性をちゃんと受けとめるということが必要ではない  
かというふうに思います。当然のやっぱり住民の要求ではあると思います。直接搬入に対  
して、業者に委託する場合、先ほど町長からも許可証を発行しているのが177社あるとい  
うふうに言われましたが、そうでない場合の搬入をどう取り扱うのかというふうなことも  
あります。直接搬入、クリーンセンター、あと埋め立てのほうです。業者でない場合の搬  
入がどれぐらい去年あったのか、その点についても伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） ご質問にお答えをいたします。

まず、制度の改正の件ですけれども、まずご指摘の保育制度の変更につきましては、先般厚生労働省が社会保障制度審議会の少子化対策部会に提示したものでございます。この制度改正がなされたならば、本町の場合どのような影響があるかというようなご質問であったかと思えます。どう対応するのかということであったかと思えます。4点ほど村上議員さん上げておりますが、そのうち2点について多少長くはなりますけれども、説明をさせていただきますまして、答弁とさせていただきますたいと思えます。

直接契約方式ですけれども、まず教育長のほうから話がありましたように、今までは市町村が入所先の保育所なり保育園を指定する現行の制度を、保護者が保育所を選んで直接契約をする方式に変更しようというものでございます。このねらいですけれども、現行制度では市町村が施設に入所児を割り振っているため、施設間で切磋琢磨をし、利用者の立場に立ったサービスを向上させるよう、そういう意欲につながらないというような構造となっておるために、直接契約方式を導入をすることによりまして、施設が選ばれるために創意工夫をし、多様なニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供を期待するというものがこのねらいにございます。

ただ、これにつきましては施設が多い都市部のことでありまして、本町のように公立の保育所2園、認可保育所1園、無認可保育所3施設というような状況でございますので、さほど影響がないのかなというふうに、教育長の答弁にもありましたけれども、そういうことが言えようかと思えます。

ただ、内海地区の場合につきましては、公立と民間の保育園がございまして、ですから、この2つの施設がともに競い合いながら、よい施設づくりにつながっていくのではないのかなあというふうに思っております。

それから、最低基準の見直しの話がございましたけれども、この最低基準の見直しについてですけれども、施設の運営補助を国から受けるためには、国が定めた設置基準、例えば施設の広さ、それから保育士等の職員数、それから給食設備、防火、衛生管理者等の基準をクリアして、都道府県知事の許可を受ける必要がまずございます。これまでは、都道府県が厳しく審査をし、認定をしたわけでございますけれども、この認可保育所の仕組みを変更して、一定の基準を満たしておれば指定事業者として運営を認めようというものでございます。これにつきましても、都市部の待機児童の解消策ということで、目標とされる制度でございます。ですから、基準が下がれば新しい事業者が参入しやすくなりまして、一部には自治体の主導監督が弱まってきまして、悪質いうたらちょっと表現が悪いで

すけれども、そういう事業者が参入しかねないというような意見も確かにございます。こういったこともありますけれども、これまでの運用を改善して現行制度を維持するような案も依然としてございますので、これにつきましても今後どう変わっていくのかいうことは、教育長の答弁にありましたように、十分注意をしながら見ていく必要があるかと思っております。以上は1点目です。

失礼しました。2点目ですけれども、資格取得の補助制度を考えてみてはということでございます。これにつきましても、現在教育長のほうの答弁にありましたように、幼稚園資格者のみが7名、それから保育士のみが1名、保育士のみの1名は臨時の職員でございます。幼稚園の職員7名については、正規の職員でございます、そのうち6名が現在保育士の資格取得の意思がある者、そのうち3名が現在挑戦をしております。1名については、8教科のうち5教科合格をしております、あと3教科合格する必要があるというふうな状況になっております。18年度、町が合併いたしました折に、私のほうから、内海地区の幼稚園の先生でございますけれども、今後は幼・保が近いものになるということで、いずれのところでも仕事ができるように資格が必要になりますよということで、取るよということで要請をいたしましたところ、7名のうち6名が挑戦をするというな、そういう意向でございました。その際に、旧池田町がとりました補助制度についての話もさせていただきましてけれども、幼稚園教諭が保育士の資格を取るためには、1年間学校に入ってという、そういうこともありますけれども、仕事をしながらの取得になりますので、毎年1回行われます保育士の資格取得の試験を受けるということで、仕事をしながらです、8教科全部1年間で取るというのは難しいわけですし、3年間に分けて計画的に挑戦したい。その試験料もそんなに高くないので、もう自分たちでやりますというような、そういう意向でございました。ですから、現時点ではその職員の意向を尊重して、そういう格好でやらせていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の両方の資格を持っていないがために、人事異動での制約あるいは本年度、年度途中で退職になった職員の方の例に挙げましてのご質問でございますけれども、確かに本年度、星城幼稚園の教頭でしたけれども、私ほうは十分本人、それから家族の方と何回も面談を重ねて、復帰を期待しながらいろいろ話をしてきたわけですが、残念な結果になりましたけれども、11月30日をもって退職というような格好になりました。その原因についてはいろいろあるんですけれども、この場ではその原因についてのご説明は差し控えますけれども、そういう発生した事例を受けまして、教育委員会としてはやはり幼稚園、それから保育所の職員お互いがお互いの職場を理解をし合うということが

一番であろうということで、その先生が職場に出にくくなった時点からですが、以降ですけれども、幼稚園の園長、所長が1つのブロック、それから教頭、副所長1つのブロック、それから主任教諭、保育士が1つのブロック、それから教諭と保育士を1つ、4つのブロックに分けて、何回か教育委員会も一緒になって話をしてみました。そういう中で、今現在それぞれの施設が持っております課題も随分出てきましたし、それからお互いがお互いの職場を理解し合える、そういう雰囲気もだんだんにできてきておりますので、今後もそういったお互いの職場を理解し合えるような、そういう話し合いの場を今後も続けていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 先ほどの搬入の数字についてご答弁申し上げます。

平成19年度の処理台数、運搬した車の台数で申し上げますと、池田の窓口センターで受け付けしたのが575台でございます。ここからクリーンセンターのほうへ直接搬入したのが289台、率にしますと50%、リサイクルセンターのほうへ搬入されたのが75台、13%、吉野処分場への搬入されたのが211台、約37%となっております。同じく内海庁舎の環境衛生課で受け付けは1,005台でございました。内訳といたしましては、クリーンセンターへの直接搬入が389台、率にしますと39%、リサイクルセンターへの搬入が111台、11%、徳本の最終処分場への搬入が506台、率にいたしますと50%となっております。これらを合計をいたしますと、燃やせるごみでクリーンセンターへ搬入したのが678台、リサイクルセンターが186台、吉野処分場が211台、徳本処分場が506台となっております。以上です。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、3点についてお尋ねをいたします。

初めに、非正規雇用職員についてです。今格差社会によるワーキングプア、働く貧困層の増大が大きな社会問題となっております。なぜ、こんなひどい格差社会になったのでしょうか。その最大の理由が雇用のあり方にあることは、この数年の間に社会の共通の理解になりました。そんな中で、79年前に書かれた小林多喜二の小説「蟹工船」がロングベストセラーとなり、若者を中心に読まれております。また、日本共産党の志位委員長の非正規雇用問題の国会質問がネットなどで大きな反響を呼んでいるところです。このような不安定雇用の是正とその解決は国民の多数の願いです。ところが、この間トヨタやキヤノンなど大企業による派遣切りや学生の内定取り消しなどが行われるなど、さらにひどい状況が

生まれております。その上に、あろうことか行政自身が官製ワーキングプアをつくり出し、拡大していくということはあってはならないと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

しかし、今自治体リストラで自治体職場の非正規職員がふえております。直島町のように、非正規職員が50%以上の自治体も生まれています。小豆島町でも職員の削減に伴い、職員544名のうち、不安定、低賃金の非正規職員が158人と3割近くを占める状況で、町行政自体が低賃金と格差社会をつくり出す結果ともなっております。これでは、町民に十分な公共サービスができないと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

特に、保育の職場では正規保育士が減る中で、非正規の保育士が一時的ではなく恒常的に任用され、正規職員と同じ仕事をしております。非正規の保育士もクラス担任を持ち、保育日誌を作成し、保護者からの相談に応じるなど、正規と区別のない仕事をしていきます。しかし、賃金には大きな差があります。公務の職場で仕事の中身が同じなら、権利も賃金も皆同じでなければならないのではないのでしょうか。このような状況で、子供たちによい保育が望めるのでしょうか。正規保育士をふやすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、子育て支援についてお尋ねをいたします。

子育て支援については、町内のプロジェクトチームで検討をされておりますが、来年度予算編成に当たってどのように取り組み、実施しようとされているのでしょうか。特に、これまでも求めてまいりましたが、次の5つの施策の実施を求めますが、いかがでしょうか。

第1は、妊婦健診の無料回数を14回にするということです。政府は、妊婦が費用の心配をせずに必要な健診を受けられるよう、10月30日発表の追加経済対策に妊婦健診の14回分の無料化を盛り込みました。舛添厚生労働大臣は、お金がなくても妊娠、出産は国が面倒見るということをはっきり打ち出したと言っています。残念ながら、国庫補助は9回分の半分ですが、本町ではぜひ14回分の妊婦健診無料化を実施をしていただきたいと思います。

第2は、乳幼児医療費無料制度を就学前までにすることです。今、県下では高松市と善通寺市では小学校就学前まで無料になっております。さらに、多度津町では7歳未満、三豊市では9歳未満、まんのう町では中学校卒業まで無料です。本町でも、せめて小学校に上がる前まで無料にしていきたいと思います。

第3に、病児保育の実施をすることです。土庄町では、来年1月から子育て支援事業の

一環として土庄中央病院内で病児保育を行うそうであります。本町でも、ぜひ実施に向けて踏み出していただきたい。

第4は、インフルエンザ予防接種の補助をすることです。インフルエンザは毎年流行し、乳幼児は脳炎などの合併症を起こす場合もあります。現在のワクチンにはインフルエンザにかかりにくくしたり、かかってしまったときの症状を軽く済ませてくれる効果が認められています。しかし、子供は毎年2回受けなければならず、費用がかかることから、接種をためらう人もいます。低所得者などが負担を気にせず、予防接種が受けられるよう補助をすべきではないでしょうか。集団感染を予防するとともに、子供の医療費を無料にした立場でインフルエンザ予防接種についても補助をしていただきたいと思います。

第5に、内海地区での学童保育の実施をすることです。先日、教育民生常任委員会でも報告、論議がありましたが、そのときの当局の時代錯誤の答弁には本当にあきれました。教育委員会で実施されたアンケートにも示された町民の切実な声にどうこたえるのか、現に困っている保護者の願いにこたえる立場で改めて検討し、実施をしていただきたいと思います。

最後に、内海ダム再開発についてです。国土交通省が熊本県に建設を計画している川辺川ダムについて、熊本県知事は9月11日、県議会冒頭で現行のダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水計画を追求すべきだと建設反対を表明し、国土交通省にはダム建設については熱心に研究開発する一方、ダムによらない治水の努力を極限まで行っていないと批判をしました。

また、11月11日には、関西の淀川水系で国土交通省が計画をしている大戸川ダムに対し、大阪、京都、滋賀、三重の4府県知事が計画に反対する共同意見を発表いたしました。これらを受けて、国土交通省はダム事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むプロジェクトチームを発足する方針を固めました。

内海ダム再開発については、県と町が事業認定を国に申請し、6月27日と29日に公聴会が開催されましたが、普通は公聴会后3カ月ほどで行われると言われております事業認定が5カ月以上たった今現在、行われておりません。

また、11月20日の県公共事業再評価委員会では、内海ダム再開発について継続は妥当との判断を示したものの、委員からはこれだけ大きなダムの必要があるのか、地元関係者の理解を得るためにできるだけの努力をなどの意見や注文も出されたと報道されております。町も県も財政が大変だと福祉などの予算を削りながら、内海ダム再開発事業については見直しをしないのはなぜでしょうか。治水、利水、安全性、景観など多くの疑問が出さ

れている内海ダム再開発を見直しすべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

2町合併による小豆島町発足の大きな理由の一つは、危機的な財政問題にあったことはご承知のとおりでございますが、合併後においても心技体の改革をコンセプトとした集中改革プランに基づきまして、行財政改革に取り組んでおり、この取り組みの中で総人件費抑制とサービス水準の均衡を図りつつ、職員定数の適正化を進めております。このような状況の中、すべての職員のうち、臨時職員及び嘱託職員の割合が3割程度であること、これらの職員に支給される賃金が低水準であること、これらに起因して公共サービスに支障を来しているのではないかとのご質問であります。まず、現在の公営企業を含む臨時職員及び嘱託職員は158名で、全職員の29%であります。正規職員と非正規職員の構成比率は自治体の事情により、異なるものでありまして、また直接的に自治体活動に影響を及ぼす性格のものでもないために、構成比率に関する制約は設けられておりません。現在、国において技能労務職員の給与などの見直しが指示され、全国的に技能労務職員を縮小、または全廃しようとする傾向にあり、業務の民間委託や一部の業務において非常勤職員、または臨時職員の任用が進められていくものと考えられ、本町においても今後は臨時職員などの雇用件数はやや増加するものと考えております。

次に、これら臨時職員の賃金は、合併協議において民間賃金水準を参考に職種ごとに定められており、正規職員の給与水準の変動に合わせて改定する取り扱いとしており、小豆島町内における賃金構造と乖離した不当に低い賃金水準であるとは考えておりません。さらに、臨時職員等の配置に当たっては、正規職員の欠員補助及び政策の形成や高度な判断を行わない業務に限定し、配置しているところであり、各部局の業務処理に支障を来さないよう配慮しております。

保育士の雇用につきましては、後ほど教育長から答弁をいたします。

2点目の子育て支援に関する質問ですが、少子化対策と一くくりに申しまして、国、県の施策に関するもの、また町が補助を受けて取り組めるもの、町が手助けをして住民が取り組むものなど、課題解決には大きな幅があります。庁内プロジェクトチームに自由な発想でアイデアを出すように期待しております。しかしながら、上がってきました案を施策として予算化するに当たっては、国、県の施策と整合性があつたり、全体予算の中での優先度や期待できる効果の度合いなど、慎重な検討が必要となつてまいります。今まさに予算編成作業の最中であり、この場で具体的な話はできませんが、スクラ

ップ・アンド・ビルドで毎年効果的な施策を打ち出したいと思っております。例示された点については、後ほど担当課長から答弁をさせます。

3点目の内海ダム再開発についてでございますが、財政が大変だというなら、内海ダム再開発事業について見直すべきとのご意見でございますが、内海ダム再開発事業につきましては、昨年度に事業説明会を開催し、また本年には2日間にわたり、公聴会を開催し、広く住民の皆様説明をまいりました。現計画につきましては、治水については建設省河川砂防技術基準に基づき計画され、利水についても厚生省の技術基準に基づき、適切な計画をされており、事業の見直しは考えておりません。また、財政面においては、香川県では平成19年11月に新たな財政再建方策を策定し、財政再建に向けた一層の取り組みに努力していると同っております。新たな財政再建方策では、これまで以上に施策の選択と集中を徹底し、地域の活性化策や安心・安全の確保、人口減少対策などの分野に重点配分する方針と同っております。ダム事業については、地域の安全・安心を図るため、治水、利水の両面から重要で緊急度の高い事業であると位置づけ、中でも内海ダム再開発事業は地域の安全・安心を図る観点から別当川の治水対策と本町の水道水源確保のため、極めて重要な事業であると位置づけされています。

内海ダム再開発事業は、ご承知のように本町におきましても、小豆島町総合計画において重要施策として位置づけし、中期財政計画の中でも内海ダム再開発事業は反映しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、香川県公共事業再評価委員会の意見でこれだけ大きなダムの必要性があるのか、地元関係者の理解を得るためにできるだけの努力をとのご意見があったとのことですが、当事業は計画初期から事業の必要性や事業内容について、事業に賛成、反対を問わず、さまざまな意見を持つ方々に対して数多くの会を開催し、事業への理解を求めるとともに誠意を持って対応し、現在必要面積の97%の用地取得を完了しています。残る未契約者との交渉については、昨年1月に事業に反対する地権者が弁護士に交渉を委任しておりますが、香川県においては残りの地権者の方々にも誠意を持って対応すべく、当該弁護士に交渉の申し入れを行い、説明、交渉を行っていると同っておりますし、今後も引き続き説明、交渉を行い、事業に対する理解と協力が得られるよう努めていくと同っております。

また、香川県公共事業再評価委員会では、事業継続は妥当とのご意見を伺っておりますので、内海ダム再開発事業の必要性が認められたものと受けとめております。

なお、川辺川ダム、淀川水系の大戸川ダムについては、報道などで皆さんご承知のとおりでございますが、各関係市町村の意見を反映した各県の知事のご判断であります。しか

しながら、内海ダム再開発事業につきましては、各団体の推進署名もいただいておりますし、真鍋香川県知事も推進されております。先日も内海ダム特別委員会の皆様が、香川県及び四国地方整備局に本体の早期着手と早期完成の要望に行かれたと報道がございました。私も内海ダム再開発事業の早期本体着手と早期完成に向け、努力してまいる所存でございますので、委員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。あと教育長、また保険事業課長、住民福祉課長、内海病院事務長、社会教育課長に答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

保育所職員について、臨時、嘱託保育士が多いが、よい保育が行えているか、もっと正規職員をふやすべきではないのかというご質問でございます。

現在の職員の状況を申し上げますと、保育所にありますのは正規職員が14名、臨時、嘱託職員が13名の計27名で、ほぼ半数が臨時、嘱託職員となっております。また、先ほど申し上げましたけれども、幼稚園にあつては正規職員が17名、臨時職員2名の19名でございます。幼稚園、保育所を合わせますと、正規職員が31名、臨時、嘱託職員が15名の46名となりますが、そのうちの3分の1が臨時、嘱託職員ということになっております。

なお、小豆島町となって幼稚園、保育所で5名の正規職員が退職しましたが、その補充は2名を正規職員とし、不足するところを嘱託職員としております。嘱託職員は、特殊な技術、技能経験を有する者を業務上必要とする場合とか、資格を有する職種である場合など該当いたしますが、保育士の場合はほとんど嘱託保育士としておりますので、待遇面等で臨時職員とは異なる部分がございます。

本年度、自治労が行った実態調査に対して、全自治体の53.1%からの回答があり、臨時、非常勤職員の総数は29万7,571人で、全職員のうち27.8%となっており、一般市と町村では30%を超えているという中間集計が発表されました。また、消費生活などの各種相談員や学童指導員では9割以上が、保育所、学校給食調理場、図書館、公民館等では半数以上が臨時、非常勤職員となっており、数値で申し上げますと、保育所では49.8%、4万6,572人が臨時、非常勤という結果になっておりました。ここまで臨時、非常勤等職員が増大した背景には、自治体が直接供給するサービスの総量に対して、職員定数や人件費を削減され、安価で入手しやすい労働力でそれを補わなければならなかったためと分析していますが、本町にも当てはまることではないかと思っております。

本町の嘱託保育士は、一時的でなく、恒常的に任用されております。そして正規職員と、先ほどご説明ありましたように、同じ仕事をしており、公務の職場で業務の内容が同

じなら権利も賃金も同じでなければならないのではないかとのご質問ですが、先ほど町長の答弁でございましたような財政的に厳しい中、やむを得ない状況かと判断しております。

臨時、嘱託保育士が多い状況で、子供たちにより保育が望めるかとのことですが、けれども、好ましいことではないと思っておりますが、幸いなことに本町ではよい職員に恵まれておまして、現時点で臨時、嘱託職員だからとか、正規職員だからというような保育に関する問題は生じてきておりません。本来ならば、正規職員が基幹的な業務を行い、臨時、非常勤職員は臨時補助的な業務を行うということですが、保育所においては同等の業務を行っております。これは、採用しております嘱託保育士の皆さんが保育士という職業に誇りを持ち、子供たちのことを第一に考える気持ち、熱意を持って保育に取り組んでいただいている結果だと非常に喜んでおります。また、正規職員には、よりよい保育を目指して意欲を持って業務に取り組み、嘱託保育士の手本となるよう指導しているところでございます。

一方で、少子化が進んでおり、当然のことながら幼稚園の園児数、保育所の入所者数も将来的には減少してまいります。こういったことからいたしますと、職員の数を抑える必要がございますので、正規職員の退職者数をすべて正規職員で補うことは難しいと考えております。このため、職員の採用に当たっては嘱託職員の割合が現状の3分の1を超えないよう考慮するとともに、嘱託職員の待遇改善について町長部局と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 15番鍋谷議員の子育て支援についてのご質問にお答えします。

1点目の妊婦健診の公費負担についてであります。小豆島町では現在妊娠届け時に5枚の助成券を母子手帳と一緒に配付いたしております。平成20年4月現在、香川県内17市町の状況は平均5枚で、全国平均5.5枚となっております。平成20年10月30日、厚生労働省は政府・与党の生活対策で打ち出された妊婦健診の無料化等に向けた取り組みで、出産までに必要とされる14回分を無料化できるよう国と市町村で2分の1ずつ負担する国庫補助事業を立ち上げるといった方針を打ち出しました。その内容は、出産までに必要とされる健診14回のうち、地方財政措置のされていない9回分について平成22年度までの間、国庫補助2分の1と地方財政措置2分の1により支援するというものでございます。しかし、その後の進展はなく、当初平成21年2月開始と言われていました時期も現段階では不明と

なっております。

晩産化や女性の労働条件が厳しくなっている昨今、リスクの高い妊婦がふえていると言われていた状況の中で、出産までの継続的な妊婦健診は母体や胎児の健康を確保し、安全で安心して出産を迎えるために大変重要であると考えてられています。また、健診に伴う経済的負担の軽減を図り、子供を産み育てやすい環境を整備していくことは、少子化対策の一環であるとも考えております。

今後は、国の方向性を見きわめつつ、少子化対策の一つとして実施については検討を重ねていきたいと思っております。

次に、4点目のインフルエンザ予防接種の補助でございますが、高齢者以外を対象としたインフルエンザ予防接種につきましては、現在任意の予防接種となっており、町が積極的に受診勧奨を行う種別のもではありません。接種希望者は個別に医療機関で接種していただき、その費用を全額自己負担となっております。ご質問の子育て支援対策としてのインフルエンザ予防接種の対象者も、この任意の予防接種の該当者に含まれます。予防接種では、接種による健康被害がごくまれに発生することが認められています。定期の予防接種による健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができますが、任意の予防接種ではこの適用にはなりません。このような状況で、任意の予防接種についての自己負担金を補助することはできないと考えておりますので、ご理解をいただきたらと思います。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（棟保 博君） 15番鍋谷議員の子育て支援についてのご質問にお答えします。

乳幼児医療につきましては、本年8月診療分から全県的な現物支給方式を導入することにより、これまで島内のみに限られていた窓口無料化が県内どこの医療機関で受診した場合でも窓口無料化となり、その範囲が大きく拡大されまして、これまで以上に乳幼児にとってはより受診しやすい制度となっております。そのような中で、平成20年度におきましては、町単独による新規の子育て支援対策事業を既に幾つか実施しておりますし、今後も継続して検討、実施していく必要があることなどの理由から、また他の新規事業との均衡や実施にかかる費用面も含め、現時点における乳幼児医療費の支給対象年齢の引き上げは難しいものと考えておるところでございます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 15番鍋谷議員の子育て支援についての3点目の病児保育の

実施についてのご質問にお答えします。

病児保育につきましては、先ほどご質問にもありましたように、土庄町立土庄中央病院で来年1月からの病児保育事業開始に向けまして、施設改修なり保育士の採用など準備を進めております。このため、内海病院としましては、土庄中央病院の運営状況、定員4人での稼働状況をしばらく見る必要があると考えております。その状況によりまして、小豆島町内にも設置が必要ということであれば、担当課とも協議を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（森 弘章君） 15番鍋谷議員の子育て支援、内海地区での学童保育の実施についてお答えいたします。

この件につきましては、先ほど鍋谷議員が述べられたとおり、さきの教育民生常任委員会でご議論いただいたところでございます。

そこで、今現在その内容をもとにアンケート調査でも出てまいりました住民からの多種多様のニーズにこたえるべく、多方面からの対応を検討中でございます。そういった点でご了承いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 発言時間を超えていますので、簡潔にお願いをいたします。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 簡潔にと言われましたが、いっぱい言いたいんですけど。

議長（中村勝利君） 簡潔にお願いいたします。

15番（鍋谷真由美君） 妊婦健診については、国に対して財政措置を求めて、国の責任で無料化をしていただくということを求めながら、ぜひ実施に向けて検討いただきたいと思っております。

それと、病児保育ですけれども、土庄町で実施する病児保育は小豆島町の子供が利用するというようなことはできないんでしょうか。そういう連携がもしできるのであれば、検討をいただきたい。

あと、保育士です。嘱託職員1年契約です。それで、ずっと連続して継続して採用されている人、今ある嘱託職員の中でそれぞれ何年勤めているとかそういうのがわかれば教えていただきたい。以上です。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 小豆島町民の土庄中央病院での病児保育の利用ということでございますが、実際に土庄中央病院の小児科を利用されている小豆島町民の方が結構お

ります。その方の利用について、制限するという事は一切聞いておりませんので、詳細は確認しますが、利用できると考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 臨時嘱託保育士の経験年数のお尋ねですけれども、大変申しわけありません。資料をちょっと持ち合わせてないんですけれども、大方の職員が3年以内かと思えます。中には、それを越えた経験を有する者、10年には満たないですけれども、それに近い職員も何名かおります。また必要であれば、資料のほう用意させていただきたいと思えます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は2時20分。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、次のことについて質問をいたします。

小豆島を描こう絵画公募展を開催してはということであります。名勝寒霞溪は、多くの先人たちの努力によって守り残され、日本三大渓谷美の一つとして昔より多くの文人墨客たちが訪れております。

オリーブ植栽より2年後の明治43年には、神懸山保勝会の招きで来島された太平洋画会の10人の画家たちが寒霞溪や島内各地の風物を描き、その作品は東京、大阪の新聞紙上を飾り、小豆島町の奇勝、妙景を天下に知らしめたと神懸山志に記されていると公立公園指定60周年記念として平成6年に復刻された十人写生旅行に記念事業実行委員会の会長である当時の川西町長の記述があります。

また、近年では猪熊弦一郎、古家新、榎倉省吾などの諸先生を初め、著名な画家たちが滞在したり、アトリエを構えて制作活動を行っていたことはまだ記憶に新しいところであります。

そして、現在西村にアトリエを構えて活躍中であります神下雄吉先生を初め、島内からすぐれた芸術家たちが輩出されております。このように、小豆島は絵画との縁も深く、美術ワークショップイン小豆島、また本年度より芸術家村構想の取り組みが始まったところであります。このような機会をとらえて、絵画の公募展を開催することは大いに意義のあることと思われまふ。作品等の受け付けは直接搬入出とすれば、島を訪れることも多くな

り、にぎわいにもつながり、町民にとっても文化芸術に親しむ機会がふえることとなります。ぜひ実施すべきだと思いますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

小豆島をかこう絵画展募集を開催してはとの質問でございますが、観音寺市をかこう全国展で風景画を描いておられる谷尻地区の泉卓次さんが、本年銅賞を受賞されたことに関連してのことと思います。

現在、町内の絵画展としましては、第25回を数えます二十四の瞳・岬の分教場絵画展が財団法人岬の分教場保存会の主催で毎年開催されており、県内の小・中学生を対象に募集し、入賞作品を表彰いたしております。優秀作品については、岬の分教場に展示をいたしております。ちなみに、今回は小学校低学年の部に572点、40校、同高学年の部に401点、38校、中学部門に130点、14校で計1,103点の応募があり、各部門の金賞、銀賞、銅賞を1点ずつ、全体で佳作24点、入選77点が選ばれたところでございます。名勝寒霞溪を有する小豆島には昔から数多くの文人墨客が訪れ、またオリーブ植栽100年を迎えたオリーブヶ丘には絵画の巨匠が訪れておりますことは皆様ご承知のとおりでございます。

平成13年から継続的に実施されております芸術大学交流事業美術ワークショップイン小豆島、また昨年から本格的に取り組んでまいっております芸術家村構想を機に、絵画公募展の開催を実施すべきじゃないかとのことですが、公募展を実施するには募集対象、審査員の選考、また非常に厳しい財政状況下での予算確保など、大変厳しいものものがあり、現段階におきましてはまず香川県と連携して進めております芸術家村事業の推進をスタートとして、今後の発展的構想の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 先ほど答弁がございましたが、そういった絵画展の環境面からいいますと、非常に今いい時期かなというふうにも思います。費用も要するということがあります。やり方によっては、そう多額の費用もかからないといった方法もあるかと思っております。ぜひ担当課でチームをつくっていただいて検討していただきたいなというふうに思いますが、そのチームづくりはどうでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 今やるかいうたら、今すぐにこうやりますということが答えができませんが、何かチャンスを見てまた県に補助金とか国の補助金とか何かそういうことを

にらんで、できれば早いうちにそういうなことも手かけていかなければならないと、こう  
思っております。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第51号に対する決算特別委員会審査報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第51号に対する決算特別委員会審査報告につ  
いてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。井上委員長。

決算特別委員長（井上喜代文君） 平成20年12月16日。小豆島町議会議長中村勝利殿。  
決算特別委員会委員長井上喜代文。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月17日に付託された平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重  
審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成20年10月23日、同10月24日、同10月27日。

2．審査の経過。理事者及び監査委員の出席を求め、平成19年度小豆島町歳入歳出決算  
全般にわたり決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参  
考にしながら各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。議案第51号平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定について、  
次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見。未収金対策。未収金対策については、4月より収納対策室を設置し、徴収方  
法も検討、実施されているが、各課共通認識、情報交換を行い、なお一層の収納対策に努  
められたい。

企画財政課。移住促進事業は、県補助がなくなっても町単独事業で推進に努められたい。  
今後、町財政が厳しくなるので、なお一層歳入に関する情報収集に努められたい。

商工観光課。食品産業クラスター事業において、そうめんについても他の産業と同様に  
本場の本物の認定に向け、努力されたい。

内海病院。地域医療が継続されるための創意工夫に努められたい。以上、報告いたしま  
す。

議長（中村勝利君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませ  
んか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 総括意見として4つ上がっております。その決算の監査審査意

見書っていうものも参考にしながら審議をしたというふうに書かれてありますが、審議の中で住基ネットの問題については監査委員がいろいろ利用が少ないというふうな中で考えるべきところがあるのではないかという問題点を指摘しております。その点について、どうだったのかということ、それと監査委員の意見書の食料自給率の具体策というところがありますが、地域は地域なりにその具体策を提示する必要があるのではないかという意見がありますが、特に旧池田では農業が主体です。そういう中で、公共的な施設関係については積極的な地域の地産地消ということで進めていかなければならないと思いますが、その点についてどのような議論がされたのかというふうに思います。

それと、財政の問題ですが、歳入のほうの未収金対策のみに触れられていますが、特に歳入の面は確かに全体的な収入が、税収が減ってくるという側面がいろんな環境で発生しています。その対策も、未収金対策も必要だと思いますが、監査委員の指摘してある歳出の面においての償還のピークを過ぎたとはいえ、急速な減少を図ることが困難な公債費を初め、内海中学校屋内運動場の建設費や内海ダム再開発事業関連費、さらには小学校の統合に要する経費等の増加が見込まれ、町の財政状況はさらにその厳しさを増すことが予測されるというふうにあります。この点についての決算委員会の中での議論がどうだったのかというふうに思います。

最後に、内海病院の問題がここで総括意見を上げられておりますが、地域医療が継続されるための創意工夫に努められたい、この地域医療ってというのは確かに住民の皆さんにとって本当にかげがえのない医療機関です。しかし、創意工夫だけでこの内海病院の医療が地域のために貢献でき、継続される保障があるのかという点においては、その創意工夫だけに表現がとどめられておるのはなぜなのか、監査委員の意見はやはり診療報酬も国のほうが引き下げるなど、社会保障とか医療費抑制施策がとられる中で、看護師も不足して、医師も不足していると、そういう中で最後のところで病院継続を図ろうとするならば、医療スタッフの確保充実は欠かせないところであるが、地域医療確保のための将来展望はあるのかというふうに指摘しておりますので、この創意工夫だけの問題で議論が終わったということになれば、非常に残念だなというふうに思うんですが、その議論がどうだったのか、ここの総括意見の中にさらに踏み込んだ意見が必要ではなかったんではないかというふうに思うわけですが、以上の点について委員長のお考えを伺います。

議長（中村勝利君） 井上委員長。

決算特別委員長（井上喜代文君） まず、総括意見等についてですが、それぞれの時間割り等で各課の細かい審査は当然行いました。先ほど村上議員がいろいろ言いましたこと

はすべてで網羅されていたと思います。

その中から、最後にいろいろ相談をした結果、この4点になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

住基ネット等につきましても、いろいろ話は出たんですが、まだまだ利用する人が少ないということで、まだまだ時間がかかりそうだなという意見も出たと思っております。

その他、いろんな意見が出たということは傍聴もされたと思うんで、ご承知かと思うんで、細かいことについては省略をいたします。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 財政の歳出の面も伺ったんですが、具体的な何か議論はなかったんですか、ここに表記できるような中身はなかったんでしょうか。

それと、内海病院の問題についても、創意工夫という表現だけにとどまっておりますが、それだけでよろしいんでしょうかっていう問題なんです。

議長（中村勝利君） 井上委員長。

決算特別委員長（井上喜代文君） 歳入歳出についても意見は出ましたが、未収金に關しましてのほうが、これは町が絶対入るべき収入源であるということがより強く決算委員会の中で出されましたので、この点を強く強調したことでございます。

それから、内海病院につきましても、数多い意見が出たわけですが、昨年度も内海病院については細かくいろいろな指摘をしましたので、今年度はこういう形で創意工夫に努められたいという形で意見としてつけたわけでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定については反対をし、討論を行います。

今、社会的貧困と格差の新たな広がりが深刻な問題となる中、平成19年度は制度改正による税源移譲の実施が多く町の暮らしを直撃いたしました。税源移譲や定率減税の廃止、65歳以上の者に対する非課税措置の段階的廃止などの負担増となった上に、さらに国保税や介護保険料の負担増への連動がありました。このような中で、自治体が住民の福祉の増進を図るという役割を果たすことがこれまでに増して重要となっております。しか

し、こうした新たな負担に対する軽減と暮らし、福祉に対する措置は行われていません。また、法が終了したもとで同和事業が温存され、同和行政、同和教育行政が継続されたこと、特に団体に出している多額の補助金は問題であり、一般施策に移行すべきです。

さらに、高齢者を最も苦しめ、差別している後期高齢者医療制度のための後期高齢者医療広域連合負担金などの支出がありました。国民健康保険特別会計では保険税の値上げ、滞納者に対する保険証の取り上げなどが行われ、軽減、減免策はほとんど行われておりません。

介護保険事業特別会計では、保険料の引き上げ、また介護区分の変更などで今まで受けられていたサービスが受けられなくなったという声も多く、減免、軽減措置がない上に、有無を言わせない年金からの天引きは年金者の生活を直撃しております。

また、内海ダム再開発事業についても問題が多いことから、反対です。国の大企業、アメリカ言いなりの政治によって市民生活や福祉が後退させられ、地方の権限と財源は不十分な中でも自治体の行財政はその理念を踏まえた運営が求められます。国、県に対して町民の暮らし、福祉を守るためにはっきり意見を言うとともに、町民生活の向上や地元経済の活性化を最優先にする町政運営を行うべきであると申し上げまして、反対討論いたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

先ほど言われました同和行政の目的は、偏見と差別のない明るい民主主義の実現を図るものであります。しかしながら、まだまだ不十分で憂慮すべき状況にあります。また、国民健康保険、また介護保険におきましても、それぞれの立場でその保険をしながら運営をやっていく、みんなの協力のもとにやっていっている事業でありますので、適正に処理されておるとしております。

また、内海ダム再開発事業は地域住民の生命や財産を守る治水を目的とすることと、水不足による日常生活や経済活動に及ぼす渇水被害の解消を図るためにも、総合的に整備を行っている事業であります。多くの町民の皆さんがダムの早期完成を待ち望んでおりますので、この予算の執行なりには私は賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第51号平成19年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第6 報告第17号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

議長（中村勝利君） 次、日程第6、報告第17号専決処分の報告について報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第17号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

町の債権の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 収納対策室長。

収納対策室長（森下安博君） 専決処分の内容についてご報告させていただきます。

このことにつきましては、従来より使用料、手数料といった町の債権の回収に当たって、各担当課において再三督促などを行ったにもかかわらず納付を履行せず、また納付の意志も示さない滞納者につきましては、収納対策室へ徴収事務が移管されておるところでございますが、本専決処分報告第17号の■■■■氏につきましても、移管案件でございます。収納対策室から催告により支払いを求める請求を行いました。納付をせず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、先般土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てたものでございます。

■■■■氏につきましては、水道課所管の簡易水道使用料を多年度間にわたって滞納しているものであり、平成20年11月5日に支払い督促を申し立てたところ、同年11月25日に分割支払いに応じる旨の督促異議申し立てが裁判所へ提出されたところでございます。

このように、督促異議申し立てが相手方から提出されますと、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告いたします。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第63号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第63号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第63号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、三木良榮氏が平成21年3月31日をもって3年の任期が満了いたしますが、委員は人格識見高く、人権擁護に深い理解を有しておられ、これまでに2期にわたり人権擁護委員を務めていただいております。そのようなことから、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと考えておりますので、ご同意賜りますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

議案第63号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第64号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第64号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第64号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の改正により、議員報酬、費用弁償等とその他の非常勤特別職の報酬、費用

弁償等が区分されたことに伴い、関係する小豆島町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、小豆島町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、及び小豆島町特別職報酬等審議会条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第64号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明します。

地方議会議員の報酬につきましては、勤務日数に応じた支給とする必要がなく、また議員には期末手当を支給することができるなど、その支給方法等が他の行政委員会の委員等非常勤の職員の報酬の支給方法と異なっておるにもかかわらず、地方自治法第203条第1項に同じように規定をされておりました。そこで、議員の報酬については他の行政委員会の委員等の報酬に関する規定から分離をし、名称も議員報酬に改める地方自治法の一部を改正する法律が本年9月1日から施行されたことに伴い、小豆島町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、小豆島町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、及び小豆島町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、新旧対照表をごらんください。8ページでございますが、8ページにつきましては、小豆島町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の題名の改正と引用条項の変更、議員報酬の明記でございます。

9ページが小豆島町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の引用条項の変更と議員報酬が明確化されたことに伴う条文の整備でございます。

次、10ページにつきましては、小豆島町特別職報酬等審議会条例で議員報酬が明確化されたことに伴う条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第65号 小豆島町中山間地域振興基金条例を廃止する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第65号小豆島町中山間地域振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第65号小豆島町中山間地域振興基金条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

中山間地域の振興を図るために実施してきた特定農山村総合支援事業が平成19年度で完了いたしましたので、このために造成しておりました小豆島町中山間地域振興基金が不用となりました。これに伴い、同基金条例を廃止しようとするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第66号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第66号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第66号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務に関する事項を定める必要が生じたので、本条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第66号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

66、67、68号が関連いたしますが、現行の子育て支援制度の主なものにつきましては、3歳未満の子に対する休業である育児休業、3歳未満の子に対して1日2時間を限度とした部分休業、1歳6カ月児未満の子に対して有休での1日2時間を限度とした育児休暇等がございますが、今回ご提案を申し上げますのは育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員についてその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週20時間から25時間勤務のパターンを選択できるというものでございます。この育児短時間勤務の制度を設けることを内容といたしました地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が昨年、平成19年8月1日に施行されました。育児短時間勤務者の、短時間勤務でございますので、その残りの時間の代替職員の確保など運用面での難しさもあったことから、本町につきましては即座には導入していませんでしたが、少子化対策が求められる中、平成21年、来年の1月からの導入に向け、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、16ページからの新旧対照表のとおりでございます。まず、第9条で、育児短時間勤務をすることができない職員を規定しております。

第10条につきましては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しております。

第11条は、特別の勤務形態を規定をしておりますして、先ほどの20時間から25時間ということで1日4時間掛ける週5日の20時間勤務、1日5時間勤務の週5日の25時間勤務、1日8時間の週3日の24時間勤務、週2日半の20時間勤務のパターンが想定をされておるところでございます。

第12条は、育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求手続の規定、第13条は育児

短時間勤務の承認の取り消し事由の規定、第14条は育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情の規定、第15条は育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職務への通知規定、第16条は育児短時間勤務職員の任用に係る任期の更新手続き規定でございます。その他は条文の整備でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） これの対象者といいますか、これから先、それだけお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 先ほど申しましたように、対象、これができない、9条で規定をされた職員以外、だれでもできないのは非常勤職員、臨時職員等々でございます、だれでも対象にはなりません、一般正規の職員は。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 私の質問は、今どのくらい予定されたのかということです。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 失礼しました。今回、見合わせたにもかかわらず、来年1月から改正して適用しようというのは、内海病院の小児科の女医でございますが、出産して本来これまでですと、1年間の育児休業をとってというようなことございましたが、診察をしたいと、丸々は無理ですけど、短時間でも診察したいという本人から申し出がございまして、これをさすためには、この条例を改正しておかないといけないということで今回提案をさせていただいたわけでございます。ほかにはこういった申し入れは聞いておりません。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） この条例が改正されましたら、希望する職員も出てくると思うんですけども、説明ではすぐに導入しなかったのは代替職員の確保が難しいということがあると言われたんですけども、実際これを始めたらそれは確保して短時間勤務を希望する人はみんなできるようにちゃんとできるんでしょうかというのを質問します。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 当然、条例化するわけでございますから、希望者があればそれは対応していくことになるかと思います。導入は難しいと申しましたのは、育児休業期間を満了して、なおかつ20時間なり25時間の勤務をしたいといった場合に、職員間の感

情的なものもあろうかということで、それと当初申しましたその間だけの20時間ですと残り20時間、25時間ですと40引く25ですから15時間の勤務をしてくれる、そういった職員を見つけられるだろうかというようなこともあってちゅうちょしたわけでございます。この12月議会で県内ですと多度津町が同じように今回条例改正を行います。多度津町の場合は、まさに育児休業は済んだけども、なお短時間勤務したいという職員が出てきたための条例化というふうになっておりますので、本町とは全く逆のパターンでございますが、条例化しましたら、希望者があればこれは対応していきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第67号 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第67号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第67号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

育児短時間勤務の導入に伴い、本条例についても改正する必要が生じたものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第67号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

さきの議案で説明いたしました育児短時間勤務制度の導入による改正でございます、育児短時間勤務職員等の勤務時間、休日、休暇等に関するものでございます。

内容につきましては、23ページの新旧対照表のとおりでございますが、先ほど言いました4つのパターンがございます。育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間、職員の週休日及び勤務時間の割り振りは任命権者が定める規定でございます。その他、育児短時間勤務の導入による条文の整備でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第68号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第68号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第68号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

育児短時間勤務制度の導入に伴い、本条例についても改正する必要が生じたものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第68号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

この議案も、さきの議案第66号で説明いたしました育児短時間勤務制度の導入による改正でございます。

内容につきましては、30ページからの新旧対照表のとおりでございますが、短時間勤務職員の給与等につきましては、国家公務員の取り扱いを基準といたしまして給料や期末勤勉手当はそのものの勤務時間数に応じた額になり、扶養手当でありますとか住居手当はフルタイムの勤務と同額とするなど所要の改正を行おうとするものでございます。その他、条文の整備でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第69号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第69号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第69号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

町県民税の徴収におきまして、特別徴収の義務化が推進されておりますが、現在の前納報奨金制度ではこれまで以上に普通徴収と特別徴収との不公平が生じることとなります。県下他市町も多くが廃止の方向でありますので、本町においても町県民税におけるこの制度を廃止するため、本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申

し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 議案第69号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

小豆島町税条例の一部を改正する条例は、町税条例の第42条第2項を削り、個人の町民税の納期前の納付に対する報奨金の交付、いわゆる前納報奨金制度を平成21年度から廃止しようとするものでございます。

個人町県民税の前納報奨金につきましては、従来から一括して納税できない方がおられることや、特別徴収においては前納できないことから不公平感がありましたが、提案理由のとおり、19年度から県を中心に県下のすべての市町が特別徴収の義務化を推進しており、特別徴収の納税義務者は増加し、前納報奨金制度について普通徴収と特別徴収間の不公平感が拡大している状況でございます。このような状況の中で、既に県下17団体中、10団体が既に廃止しており、残る前納報奨金制度実施団体の大半が平成21年度からの廃止を検討されているところでありますので、提案したものでございます。継続を予定している団体は、2町のみと聞いておるところでございます。以上で、小豆島町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 提案理由の中で、実は固定資産税がその制度になってます。ですから、提案理由の中身の理由づけにしては、ちょっと固定資産税はそれが入ってるわけですから、前納制度、その点について適切な提案理由になってないんじゃないかなと思うんですが、町県民税だけにおいては税源移譲で特別徴収の義務化となってるんですが、固定資産税についての前納制っていうのはどういうふうに判断してるんですか。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 先ほどご説明いたしましたように、町県民税につきましては特別徴収の方は前納できないということになっておりますけれども、固定資産税につきましては住民税が特別徴収の方も普通徴収の方もすべての方が前納する機会がありますので、提案理由としなかったことでございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今、この制度を利用している人数、件数と金額がわかれば教えていただきたい。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 平成20年度でございますけれども、1,503名の方が住民税の前納制度を利用されております。小豆島町内における全納税義務者が7,898名でございます。前納率は19.03%ということになってございます。以上でございます。

失礼いたしました。前納報奨金の金額につきましては、344万5,200円ということになってございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第70号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第70号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第70号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、お産に関連して重度脳性麻痺を発症した子供さんへの補償を行う制度に加入できるよう、出産一時金の加算を行うこととなりました。これに伴い、本条例についても改正をする必要が生じたものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第70号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。

今回の条例の一部改正は、自民党の医療紛争処理のあり方検討会におきまして、産科医療補償制度の財源として、制度創設の時期、平成21年1月1日にあわせて産科医療補償制度の保険料の水準、総額3千万円以上の補償金を踏まえて、その必要となる補償額を確保するため、脳性麻痺の発生率や事務コストを勘案して、出産育児一時金について3万円の引き上げを行う指針が示されたことによりまして、健康保険法の改正にあわせて国民健康保険条例の出産育児一時金を35万円から38万円に改正するものであります。

それでは、一部改正の内容につきましては、議案集の38ページ、新旧対照表によりまして説明させていただきます。

第5条で、「出産育児一時金として35万円を支給する」、この後にただし書きとして「ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」これをつけ加えるものであります。

また、附則において、この条例の施行が平成21年1月1日からとなっておりますので、本議会に提案したものであります。以上で、国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

なお、本条例の一部改正につきましては、12月11日に国保運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開3時25分。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時25分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第15 議案第71号 小豆島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第71号小豆島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第71号小豆島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地域経済の均衡ある発展と雇用機会の拡大を図るため、新たに事業所を建設する企業、または倒産した企業等が保有する事業所を取得して、事業を再開する企業に対し、助成措置を講ずることにより、企業の誘致及び事業の再開を促進することを目的とした本条例につきまして、民事再生法及び会社法の改正により、条文内の文言の定義に修正を加える必要が生じたので、本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 議案第71号小豆島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について改正内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の40ページ、小豆島町企業誘致促進条例新旧対照表のほうをごらんいただけたらと思います。

まず、第1条中、「倒産した企業等」を「倒産した企業」に改めております。企業の定義につきましては、生産営利の目的で継続的に事業を営営するもので、個人、法人を問わないとされております。企業等の等に該当するものが想定されないことから、助成対象を明確化するため、「等」を除くものでございます。

次に、第2条で規定しております用語の意義のうち、第4号の倒産の定義についてでございます。現行条例で規定しております和議開始につきましては、平成12年4月の民事再生法の施行に伴い、和議法が廃止されております。

また、会社整理開始につきましては、民事再生法の施行に伴い、空文化し、平成18年5月の会社法の施行に伴い、制度が廃止されておりますので、倒産の定義から和議開始及び会社整理開始を除き、民事再生法に基づく再生手続開始を加えるものでございます。本来なら、関係法令の改正にあわせて順次改正すべき内容でございますが、改正がおくれまし

たことをおわび申し上げます。

また、現行条例では、倒産の定義を法的整理に限定しておりましたが、法的整理を行うためには相当の費用が必要となることから、現在では私的整理による倒産も見受けられます。このような中、改正案では私的整理のうち、手形交換所に参加する金融機関や裁判所が関与し、客観的に判断して倒産とみなされる銀行取引停止処分、または競売により債務の支払いが不能となった場合も倒産として定義しようとするものでございます。

次に、議案書の39ページ中ほど、附則をごらんください。

本改正条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、小豆島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について提案内容、また改正内容のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第72号 小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第72号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第72号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院におきまして、新たな事業として介護保険に係る介護予防通所リハビリテーシ

ン事業と障害者等の短期入所を実施するため、本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第72号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正の内容につきましては、議案書の42ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

現在、内海病院では介護保険法に係る通所リハビリテーションを実施しておりますが、新たに介護予防通所リハビリテーションを実施することになり、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

介護予防通所リハビリテーションにつきましては、要支援状態となった利用者が可能な限り居宅でその有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、病院等で理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションを行うものでありまして、条例の第2条第4項第4号の次に第5号として加えるものでございます。

また、短期入所につきましては、居宅において障害者等の介護を行う者の疾病やその他の理由によりまして、短期間の入所を必要とする障害者等を入所させまして、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものでありまして、条例第2条第4項の次に第5項として加えるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 障害者等の短期入所ということで、障害者等の等っていうのはどういうことになるのでしょうか。

それと、短期入所というのは期間は決まっているのでしょうか。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） まず、最初に障害者等でございますが、法律によりましては身体障害者と知的障害者福祉法によります知的障害者、それと精神障害者福祉に関する法律に基づきます精神障害者をいいます。

短期入所の期間でございますが、特に何日でなければならぬと、必要最低限の期間だということになっております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。14番村上議員。

14番(村上久美君) 新たに介護予防通所リハビリテーションということで事業が加わるという説明ありました。これ、内海病院の横の老健施設との事業ですけど、その関係はどのようなふうになりますか、利用者の立場からして。

議長(中村勝利君) 病院事務長。

病院事務長(荘野 守君) 今回、内海病院で予定しております介護予防通所リハビリテーションでございますが、今介護老人保健施設うちのみでやっております通所リハビリテーションは、時間が6時間から8時間、それに昼食もつけてのリハビリテーションをしております。内海病院におきましては、4時間から6時間の区分ということで、十分すみ分けはできるのではないかと考えております。

食事等、あと通所に際する迎え等もする予定ではございません。

今のところ、その設備等、車の購入をする予定はございません。将来的に利用者がふえれば考えたいとは思いますが、以上です。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。16番中江議員。

16番(中江 正君) この介護者の対象者は小豆島町内の方だけですね。小豆島町内の方、住所を持ってる方、どうですかね。

議長(中村勝利君) 病院事務長。

病院事務長(荘野 守君) 今、14番議員にお答えしたとおり、送迎等を予定しておりません。ということから、当面は小豆島町内で行いたいと思っております。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番(村上久美君) 今現在は昼食もついて6時間から8時間老健においてということでしたが、この老健のほうの利用者がこれによって減少するだろうと思うんですが、その関係でどうなんですか、老健の運営においては問題は発生しませんか。もう全く心配はないということですか。

議長(中村勝利君) 病院事務長。

病院事務長(荘野 守君) 先ほども説明申し上げたとおり、リハビリテーションを実施する時間帯、送迎、その他いろいろ条件が違います。その辺で絶対影響がないかということはないかとは思いますが、ある程度のすみ分けができるということで実施したいということで提案させていただきました。以上です。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第72号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第73号 内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
について

議長（中村勝利君） 次、日程第17、議案第73号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第73号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院におきまして、新たな事業として介護保険にかかわる介護予防通所リハビリテーション事業と障害者の短期入所を実施するため、その利用者負担金を規定するとともに、産科医療補償制度に加入するため、お産にかかわる料金を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第73号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の内容につきましては、議案書の44ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

今回の一部改正は、先ほどご説明申し上げました病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴います介護保険に係る介護予防通所リハビリテーション事業と障害者自立支援法に係る短期入所の利用者負担を規定するものであります。

また、産科医療補償制度の補償が平成21年1月1日から始まることに伴いまして、その掛金相当額としまして分娩費を引き上げるための一部改正でございます。

介護予防通所リハビリテーション事業の利用者負担につきましては、条例第2条第1項第4号の条文の介護保険法第41条第4項の後に、介護予防サービス費の支給の規定であります第53条第2項を加えまして、障害者支援法に基づく短期入所につきましては、第4号の次に第5号として規定するものでございます。

産科医療補償制度の掛金相当額の引き上げにつきましては、第3条第1項第4号のアの改正前の1件につき15万円以内を18万円以内に改正することで規定しております。この3万円の引き上げにつきましては、先ほど小豆島町国民健康保険条例の一部改正でも説明がございましたが、各医療保険者等から支給される出産育児一時金が同額引き上げられますことから、分娩者の負担増は実質的にはございません。

産科医療補償制度の概要について簡単にご説明申し上げますが、出産に係る医療事故により、重度脳性麻痺となった者及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種の事故の防止に資する情報を提供することによりまして、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的といたしております。

補償対象につきましては、分娩によりまして出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数が33週以上で身体障害者等級1、2級相当の重症者の基準を満たすこと、出生体重、在胎週数の基準を下回る場合でも在胎週数28週以上の子につきましては、個別審査により補償の対象となります。

補償金額につきましては、看護、介護を行うための基盤整備資金として準備一時金が600万円、看護、介護費用としまして毎年定期的に支給される補償分割金が1年に120万円、20回で2,400万円、合計3千万円が支払われることになっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） この提案理由の中にあります産科医療補償制度の補償の対象となるというのは、どういう場合になりますか、対象は。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 対象となりますのは、あくまで分娩により先ほど申した基準に該当する子が対象となります。先天的な脳性麻痺等は対象外ということになっております。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 通常の出産によって、そういうふうに通常の出産とみなされた

場合においても、例えば障害脳性麻痺以外のケース、それから出産が通常とみなされないケースとかいうふうな場合、それとか妊婦が医療事故の被害を受けたケースなどが対象になるというふうになってるんですが、それで間違いはないのでしょうか。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 先ほどちょっと説明が行き届かなかった面がありますので、再度その補償対象についてご説明申し上げます。

あくまで対象については分娩により、次の基準を満たす状態で出生した子となっております。先ほど申したように、出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上で、脳性麻痺が身体障害者等級1、2級に該当する子、2点目としましては出生体重、在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週28週以上の子につきましては個別審査で対象となる場合があるということで制度は規定しております。

なお、参考としまして、補償対象とならない子につきましては、先天性要因による脳性麻痺、それと新生児期要因による分娩後の感染症などによる脳性麻痺等については対象外ということで規定されております。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） その保険なんですが、掛金なんかはどのような形でプールされるというふうに仕組みになってるのでしょうか。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） この制度に加入している医療機関から出生児数に基づき、当月分の出生児数を翌月の5日までに保険会社、代理の保険会社へ納入することになります。補償金の支払いにつきましても、代理の保険会社から補償されるという制度でございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第74号 福田小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第18、議案第74号福田小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第74号福田小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

福田小学校と安田小学校の統合により、内海地区の福田、東浦の児童・生徒につきましては、町有バス3台の運行による通学を行うこととなりました。このため、新規にスクールバス1台を購入する必要が生じたので、物品購入契約を締結しようとするものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 議案第74号福田小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、来年4月に安田小学校と福田小学校が統合するに当たりまして、新たに整備をするスクールバスでございますけれども、このたびの福田小学校の統合に当たり、できる限り効率的な運行という観点から、福田、当浜地区及び橘、岩谷地区の児童と内海中学校の生徒をあわせて対応できるように、現行の運行形態を見直すことにいたしました。

現行の運行状況を申し上げますと、安田小学校の橘、岩谷地区児童用のスクールバスといたしまして、町が所有をしておりますスクールバスをかんかけタクシーに運行しておりますマイクロバス、座席数は25席となっておりますけれども、そのマイクロバスと小豆島バス株式会社に運行をお願いをしております中型バス、座席数は33席となっております。それから、内海中学校の福田地区生徒用の大型バス、これは座席数が48席ですけれども、この3台で運行をいたしております。安田小学校のスクールバスについては、子供の数が

次第に少なくなっていってまいりまして、現行のマイクロと中型バスの2台でとなりますと、座席数にかなり余裕のある運行となっておりますことから、もう少し効率的な運行ができないものかというような意見がたびたびございました。こういったこともありまして、長い間運行をお願いをしております小豆島バスの契約を取りやめまして、そのかわりといまして登校時現行のマイクロバスに乗り切れない橘、岩谷地区に福田、当浜地区を加えた児童を乗せるよう、座席数37席の中型バスを新たに整備することにいたしました。

なお、下校時については内海中学校のスクールバスに橘、岩谷、それから福田地区の児童も中学校のスクールバスのほうに同乗することにいたしております。

また、児童・生徒数からいたしますと、33席のバスでも対応は可能ですけれども、メーカーに確認をいたしましたところ、33席のものは観光仕様であってグレードが高く、かなり高くつくというような、そういうお話でございましたので、乗車定員が多少多くても、より安いものということでご提案のバスを整備することにいたしました。

多少前置きが長くなりましたけれども、議案書45ページのほうをお願いいたします。

契約の方法につきましては、記載のとおり、指名競争入札によることにいたしまして、町内の15業者を指名して、先月の27日に入札を行ったところでございます。入札に参加がありましたのは、そのうちの5業者でありましたけれども、香川県小豆郡小豆島町西村甲339番地4、カーサービス三木、代表者三木康道が1,197万円で落札をいたしております。納車の期日につきましては、議会の承認をいただいた後、町が指定する日から平成21年3月31日までとしております。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） この車の件はもういたし方ない、学校が統合するということで簡単に経験を申し上げます。

子供さんは行きしは静かなんやけど、帰りは物すごにぎやかなんです。ブレーキテスト時速70キロでバーンと踏んだら、もうばあっととまるんです。後ろの人はびっくりするぐらいなんですけど、そういうこともしておりますので、教育委員会だけが教育してるということは思わないでほしいと思います。寒霞溪の転落事故がなぜ起こったか、琴平高校のバスがなぜ転落したか、土庄港の本社の真下で子供が亡くなったんですが、なぜひかれたか、点呼時、僕らも健康チェックするんですけど、休めないということがあります。そういった意味で、バスはこれでいいんですけど、30分もかかりますんで、長く長く走らないとこれから先も、それから小学校1年生も乗ることになると思いますんで、人の命を考え

た決意を聞きたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 4番森議員さんからは、ご自分のご経験からのご指摘と  
いいですか、ご指導というか、そういうものがございました。先般も森議員さんとはスク  
ールバスの運転手、それからスクールバスのことについてのご相談をさせていただきました  
たけれども、その際にも重々伺ってございます。スクールバスの運行に際しましては、安  
全運転というのは当然のことでございます。そういう中で、いろんな話を伺いながら、私  
ほうが想定もしていなかったようなお話も随分伺っておりますので、走行に当たりまして  
は、当然運転手についてはもう当然安全運転について指導するのは当然ですけれども、学  
校の教師からも十分走行中の安全について、子供を指導するように教育委員会のほうから  
もお願いしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほど橘地区の生徒もということで、通学支援金というふうなん  
が今回をもって消えてくるのかなというふうに思いますが、その辺の話し合いの経緯、ち  
ょっとどういうふうな形で了解得られたのかというふうなところをお聞かせ願いたいと思  
います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 橘、岩谷地区の生徒の保護者との話し合いにつきまして  
は、今月の2日でありましたけれども、橘会館のほうにお集まりをいただきました。保護  
者の全員で、ちょっと何名かは頭にありませんけど、そのうち2名の方が欠席をされてお  
りまして、それ以外の方は出席をされておりました。そういう中で、来年からの運行形態  
をご説明をし、別段今もらっておる定期の通学補助のほうがあえんやというような、そう  
いな話というか、意見の方はおいでませんでした。あと2名についても、学校と相談しな  
がら、個々に説明をしていかないかんなあというふうに学校とは今のところ話しておりま  
すけれども、保護者には直には会ってございません。ですから、その説明の段階では、ス  
クールバスに乗れるということで喜んでるっていうような、そういう意見の方もおいでま  
した。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第75号 小豆島町道路線の認定について

議長（中村勝利君） 次、日程第19、議案第75号小豆島町道路線の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第75号小豆島町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

新たに町道路線の認定を行いたいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 議案第75号小豆島町道路線の認定についてご説明いたします。

議案書の47ページでございます。

新しく町道に認定しようとする後山6号線は、県営事業で実施しているつけかえ道路工事の町道後山3号線と町道後山1号線を接続する区間で、ことし12月に既に全幅5メートル、車道幅員4メートルで完成いたしています。完成区間の供用を開始することにより、近隣住民の利便性向上が図られることから、神懸通字後山甲1889番地4地先から字後山甲2007番地2地先までの延長120メートル区間を町道に認定しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ページをめくっていただいて、平面図をごらんください。

赤色で着色をしている箇所が今回町道に認定しようとする後山6号線で、図面縦方向のまま図面の下端から今回認定しようとする道路の赤色の起点に接し、また左折をいたしまして、後山の集落内を周回をしているのが町道後山3号線、それから赤色に着色をし

ている右側から上方向に向かいまして、また赤色の終点に接しまして、図面左側の町道草壁農免線に接続をしているのが町道後山1号線でございます。このように、今回完成した道路を利用しますと、後山1号線を経由し、草壁農免線までが連結することにより、特に後山3号線に隣接をしています住民の利便性向上につながることから、赤色着色区間の供用開始を行うため、町道に認定しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議案の審査報告は12月18日の本会議をお願いをいたします。

~~~~~

日程第20 議案第76号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

議長（中村勝利君） 次、日程第20、議案第76号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第76号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

香川縣市町総合事務組合から財田川防災組合が脱退することに伴い、同事務組合を組織する地方公共団体の数及び同組合規約の一部を変更するために、構成団体の協議が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第76号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更についてご説明します。

町長から申し上げたとおりでございますが、このたび財田川防災組合から平成21年3月31日をもって組合を解散することに伴い、香川縣市町総合事務組合から脱退することについての協議があったために、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったものでございます。ついては、これらの協議について同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、次のページからの新旧対照表のとおりでございますが、財田川防災組合を削るというだけのものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第77号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

議長（中村勝利君） 次、日程第21、議案第77号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第77号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について提案理由のご説明を申し上げます。

香川縣市町総合事務組合から財田川防災組合が脱退することに伴い、同事務組合の財産

処分について、構成団体の協議が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第77号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてご説明します。

先ほど申しましたように、財田川防災組合が平成21年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第289条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議が必要となったものでございます。ついては、これらの協議について同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、財田川防災組合へ非常勤普通負担金及び非常勤特別負担金の一部を還付することとなる場合に、非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うというものでございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第22 発議第7号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（中村勝利君） 次、日程第22、発議第7号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第7号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則につい

て。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別途のとおり提出します。

平成20年12月16日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之。賛成者、同植松勝太郎。

小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則。小豆島町議会会議規則（平成18年小豆島町会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第119条の第1項中、第100条第12項を第100条第13項に改める。

提案理由。地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、引用条文に変更が生じたため、本規則について所要の改正をするものである。

次ページに新旧対照表があります。頂ずれのみでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第7号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は12月18日木曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、12月8日の議会運営委員会で決定しておりますように、午後1時30分に開会いたします。

散会 午後4時09分